

3 江戸川区男女共同参画推進計画 推進状況報告書 及び推進会議委員の意見等

【担当部署別に取り組み事業】

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題（1）就業における男女共同参画の推進

方向性① 男性中心型労働慣行の改善

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
1		男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（3回）区ホームページ（46コンテンツ）SNSへの掲載（延べ38件）区民ニュース（1回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
1		男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（11回） 	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加が多く、年齢にも偏りがみられる	継続	<ul style="list-style-type: none"> 様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行う。 	人権・男女共同参画推進センター
<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座も充実し、オンラインでの受講者も増えている。昨年度の会議で、見逃し配信の実施について議論したが、進展はあるか。 （区説明）講座等の実施については業務委託しており、見逃し配信については、昨年度の会議でご助言いただいた講師との調整も併せて受託業者と協議し、今年度より実施している。オンラインでいつでも見られるといった環境により、多くの方へ受講機会を提供できると認識している。 講座の参加者から、「次はもっとこういうものやしてほしい」「こういうところがよかった」といったアンケート等でのフィードバックはあるか。 （区説明）講座を実施する際は、必ずアンケートを取っている。良かった点や、講座の実施希望のご意見を頂戴することもある。実施希望が多いテーマ等があれば、差し支えないようなら実施するよう受託業者と協議している。 オンラインでの実施や土日に関わらず開催することによって、参加者が増えているという効果が見られている。行政の行事は平日の開催に限定されるとというのが今までの意識だったが、場所や時間にかかわらず参加の機会が増えていったということを非常に頼もしく思う。 色々と講座等を実施されて大変ありがたいと思っている。ただ、「現状・課題等」にあるとおり、興味のある方はどんどん参加されるが、参加者に偏りが出してしまうと思う。「今後の具体的な取組」にあるが、参加者の幅を広げていく努力をしていくことにより、講座等をより有効的に活用できると思う。 啓発講座に限らず、様々な取組で、意見が出る人の提案に従っていくという偏りがどうしても出てしまう。意見が出ていないが必要という分野もあるのではないかと掘り起こしていくことが必要だと思う。 									
1		男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	実施なし	D	農業委員会において、農林水産省の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。	継続	農業ニュースや農地確認に伴う農家訪問の際に女性農業委員就任の周知を行い、次回（令和8年7月）改選時の女性委員登用の拡大（1名から4名へ）を図る。	産業振興課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
2		ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	<p>・ワーク・ライフ・バランスを促進する講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。</p> <p>【実施実績】 令和6年度参加者数：計46名（2回実施）</p>	A	現状：講座アンケートで概ね好評を得ている 課題：内容や回数、対象者を精査して実施する。	継続	<p>・参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。また、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。</p> <p>・事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体等へのチラシ送付等による情報提供を適宜行う。</p>	人権・男女共同参画推進センター
				<p>【推進会議委員の意見等】</p> <p>・講座・講演会等を多くやっているということ、オンライン等で参加する方が増えているということで、ワーク・ライフ・バランスの推進は一気にはできないので、少しずつ前進がされていて、本当に好ましいことだなと思う。</p>					人権・男女共同参画推進センター
3		SDGsの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	<p>SDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）を支援するため、令和3年から「SDGs活動企業支援融資」を開始し継続実施した。事業用運転・設備資金を区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。</p> <p>融資実行実績： H29年度（5）、H30年度（3）、H31年度（0）、R2年度（0）、R3年度（1）、R4年度（2）、R5年度（1）、R6年度（8）</p>	B	現状：令和2年度まではワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の事業用運転資金を対象としていたが、令和3年からSDGs活動企業の運転・設備資金を対象者を広げて実施し、令和6年度は「江戸川区物価高騰対策省エネ設備等投資支援事業」に基づいた対象設備等にかかる経費も対象として継続している。	継続	今後もSDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）の事業に必要な運転資金、設備資金の支援について事業を継続する。	経営支援課
4		社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	ワーク・ライフ・バランス推進のための取組として、長時間労働削減などの実績を評価した。また、女性活躍推進の取組として、新規雇用（過去3年間）、継続雇用（3か月以上）や、女性が働きやすい環境づくり（現場に女性トイレ、更衣室の設置等）の実績を評価した。	A	現状：令和6年度学校改築工事、入札参加事業者中多くの事業者が評価点を獲得 課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	契約課
5		男女共同参画に係る推進会議の運営	男女共同参画社会の実現に向けて、学識経験者、産業界、労働分野、区民等の代表と広く意見交換を行う。	<p>令和4年度より、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に基づき、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議」を開催し、江戸川区男女共同参画推進計画に基づく区施策の進捗状況を報告し、意見交換を行っている。</p> <p>【実施実績】 令和6年度：2回開催</p>	A	現状：江戸川区男女共同参画推進計画の進捗状況について報告するとともに、地域の実情に関する情報共有等も行っている。	継続	<p>毎年度、定期的に推進会議を開催し、区政の推進状況等に対するご意見等を区施策に反映させていく。</p>	人権・男女共同参画推進センター
				<p>【推進会議委員の意見等】</p> <p>・区の現状・課題にある「地域の実情に関する情報共有等」は、具体的には何を指すのか。</p> <p>・（区説明）具体的には、「ハラスメント相談支援窓口を開設いたしました」というような、区や国等における男女共同参画に関する事項について、適宜、お伝えするよう考えている。併せて、委員の皆様より、地域や各分野での男女共同参画に関する実情や課題等をご共有いただければと考えている。</p>					人権・男女共同参画推進センター

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課	
6		事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	<p>特定事業主行動計画（第4期）の目標より抜粋</p> <p>【男性職員の育児支援】 男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得について、取得率を令和3年度中に100%にするため、「パパママ子育て計画書」の作成を管理職（又は係長級）に義務付けした。</p> <p>【超過勤務の縮減】 時間外勤務が月45時間を超える職員については、所属長からの届出による報告に加え、月80時間超及び3か月連続60時間超の職員に対し、産業医面接を実施し健康面での指導及び業務配慮等を実施した。 平成31年4月より時間外勤務時間に上限を設ける条例等の規定を新たに策定した。関連規定に基づき、時間外勤務の縮減に向けた所属及び職員への周知啓発の通知を半年に一回発出した。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 年次有給休暇の確実な取得に向けた職員への通知を半年に一回発出した。所属長が主体となって促進するために、勤怠管理システムを活用した年休取得状況の確認方法についての周知もあわせて実施した。さらに、取得促進に向けたポスターを各所属に掲示することにより、職員への周知啓発を行った。</p>	B	<p>特定事業主行動計画（第4期）令和6年度検証より抜粋</p> <p>【男性職員の育児支援】 令和6年度は目標（男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得率100%）に届かず97.0%であったが、近年の傾向（R4:100%、R5:100%）を見ると、男性の育児参加の重要性や職場の理解力などが定着してきたことが窺える。</p> <p>【超過勤務の縮減】 令和6年度は目標（月100時間超え、3ヶ月連続80時間超えをとものにゼロ）未達であった上に、R4年度以降、1人当たりの年間平均時間外勤務時間数等が毎年上昇している。そのため、超過勤務の縮減に向けた取組をさらに実施していく必要がある。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 令和6年度は目標（①一人あたりの取得日数割合を付与日数の80%、②年5日以上取得する職員の割合を100%）に対し、①は全体で達成し、②は全体及び管理職ともに未達であった。管理職の平均取得日数、平均取得日数割合においては、全体の実績と比較し大きく下回っていることから、抱えている業務量や多様化する行政需要の対応等により取得しにくい環境になっていることが窺える。</p>	継続	引き続き、特定事業主行動計画（第4期）に基づいて男性職員の育児支援、超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進を行っていく。 また、第4期が令和7年度までの計画のため、今年度中に第5期の計画を策定する。	職員課	
			【推進会議委員の意見等】							
			<ul style="list-style-type: none"> ・区役所は大きな事業所なので、内部の保育所の設置や、内部になくとも近くの保育所等を利用できるということをご検討いただきたい。ワーク・ライフ・バランスの推進という面から、まず区役所がやってみようという一つの考え方かと思う。 ・公平性の担保という点で、非常に難しい部分もあると思うが、事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進という面から発展させて、小さいお子さんがいる方が区役所に相談に来たときに、相談に集中できるよう、例えば、相談が終わるまで子どもを預かるというサービスも考えていけるのではないかなと思う。 							職員課
R3-1		公契約条例施行に伴う労働環境等の確認	公契約条例適用の案件について、労働環境等の確認の一環として労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の項目を設けている。	公契約条例第22条第3号に基づく労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の有無を確認している。	A	公契約条例適用案件を受注した全ての事業者からワーク・ライフ・バランス推進の取組を実施しているとの報告を受けている。	継続	引き続き、現在の取組を継続していく。	契約課	

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

方向性② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（3回）区ホームページ（46コンテンツ）SNSへの掲載（延べ38件）区民ニュース（1回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	・男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ・ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（11回）	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加が多く、年齢にも偏りがみられる	継続	・様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	実施なし	D	農業委員会において、農林水産省の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。	継続	農業ニュースや農地確認に伴う農家訪問の際に女性農業委員就任の周知を行い、次回（令和8年7月）改選時の女性委員登用の拡大（1名から4名へ）を図る。	産業振興課
2	再掲	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	・ワーク・ライフ・バランスを促進する講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 令和6年度講座等参加者：計46名（2回実施）	A	現状：講座アンケートで概ね好評を得ている 課題：内容や回数、対象者を精査して実施する。	継続	・参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。また、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 ・事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。	人権・男女共同参画推進センター
8		ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	平日コースは、利用者の動向に合わせて、なぎさ健康サポートセンター以外の7所で開催し、実施回数を年間56回から36回に変更。また、午前の枠を設け平日全ての曜日で実施した。一方、休日コースは実施回数を60回から72回に拡大した。	A	休日コースにおいて、満員でお断りするという状況が減った。	継続	引き続き実施し、より参加しやすい内容を検討していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
9		区職員の能力開発（研修）	キャリアアップ研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	キャリアアップ研修を希望制で年1回実施した。 受講者数：14名	B	キャリアアップ研修の中で女性活躍推進の意識啓発を行うことができた。	継続	引き続き、研修を通じて女性の就労における男女共同参画への理解促進に取り組む。	職員課

方向性③ 女性の活躍推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（3回）区ホームページ（46コンテンツ）SNSへの掲載（延べ38件）区民ニュース（1回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	・男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ・ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（11回）	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加が多く、年齢にも偏りがみられる	継続	・様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	実施なし	D	農業委員会において、農林水産省の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。	継続	農業ニュースや農地確認に伴う農家訪問の際に女性農業委員就任の周知を行い、次回（令和8年7月）改選時の女性委員登用の拡大（1名から4名へ）を図る。	産業振興課
4	再掲	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	ワーク・ライフ・バランス推進のための取組として、長時間労働削減などの実績を評価した。また、女性活躍推進の取組として、新規雇用（過去3年間）、継続雇用（3か月以上）や、女性が働きやすい環境づくり（現場に女性トイレ、更衣室の設置等）の実績を評価した。	A	現状：令和6年度学校改築工事、入札参加事業者中多くの事業者が評価点を獲得 課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	契約課

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
6	再掲	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	<p>特定事業主行動計画（第4期）の目標より抜粋</p> <p>【男性職員の育児支援】 男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得について、取得率を令和3年度中に100%にするため、「パパママ子育て計画書」の作成を管理職（又は係長級）に義務付けした。</p> <p>【超過勤務の縮減】 時間外勤務が月45時間を超える職員については、所属長からの届出による報告に加え、月80時間超及び3か月連続60時間超の職員に対し、産業医面接を実施し健康面での指導及び業務配慮等を実施した。平成31年4月より時間外勤務時間に上限を設ける条例等の規定を新たに策定した。関連規定に基づき、時間外勤務の縮減に向けた所属及び職員への周知啓発の通知を半年に一回発出した。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 年次有給休暇の確実な取得に向けた職員への通知を半年に一回発出した。所属長が主体となって促進するために、勤怠管理システムを活用した年休取得状況の確認方法についての周知もあわせて実施した。さらに、取得促進に向けたポスターを各所属に掲示することにより、職員への周知啓発を行った。</p>	B	<p>特定事業主行動計画（第4期）令和6年度検証より抜粋</p> <p>【男性職員の育児支援】 令和6年度は目標（男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得率100%）に届かず97.0%であったが、近年の傾向（R4:100%、R5:100%）を見ると、男性の育児参加の重要性や職場の理解力などが定着してきたことが窺える。</p> <p>【超過勤務の縮減】 令和6年度は目標（月100時間超え、3ヶ月連続80時間超えをともにゼロ）未達であった上に、R4年度以降、1人当たりの年間平均時間外勤務時間数等が毎年上昇している。そのため、超過勤務の縮減に向けた取組をさらに実施していく必要がある。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 令和6年度は目標（①一人あたりの取得日数割合を付与日数の80%、②年5日以上取得する職員の割合を100%）に対し、①は全体で達成し、②は全体及び管理職ともに未達であった。管理職の平均取得日数、平均取得日数割合においては、全体の実績と比較し大きく下回っていることから、抱えている業務量や多様化する行政需要の対応等により取得しにくい環境になっていることが窺える。</p>	継続	引き続き、特定事業主行動計画（第4期）に基づいて男性職員の育児支援、超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進を行っていく。また、第4期が令和7年度までの計画のため、今年度中に第5期の計画を策定する。	職員課
9	再掲	区職員の能力開発（研修）	キャリアアップ研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	キャリアアップ研修を希望制で年1回実施した。受講者数：14名	B	キャリアアップ研修の中で女性活躍推進の意識啓発を行うことができた。	継続	引き続き、研修を通じて女性の就労における男女共同参画への理解促進に取り組む。	職員課

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
10		創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、事業活動に必要な経費の一部を助成するなど、起業希望者の状況に応じた支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から「えどがわ起業家ゼミナール」を実施。令和6年度受講者数は45名。そのうち22名は女性。 令和2年度より創業促進助成事業を実施。令和6年度は、4名（件）に交付決定をした。そのうち2名は女性。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 創業前の支援である起業家ゼミナールは、修了生の約半数が女性であり、かつ実際に起業を果たす事例も見られる。 創業時、もしくは創業後間もない時期の支援である創業促進助成事業においても交付決定をした半数は女性である。 	継続	一定の成果を出しており、今後も事業を継続する。	経営支援課
				<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の創業・就業支援について、SNSやポスターにて情報発信に取り組んでいるかと思う。幼稚園児の母としての意見だが、幼稚園に子を通わせている母親は仕事を持っていない確率が高く、そういったところに重点的にお知らせが届くようにしたいのではと思っている。今は、幼稚園の様々なことがアプリで管理されており、幼稚園からのお知らせやPTA連合のイベントのお知らせ等もアプリで行われている。チラシはお金も手間も掛かるので、そういったアプリ等のシステムを使って、幼稚園や保育所に広報の協力を依頼するようなアプローチをしたらどうかと思う。多くの小学校でもアプリが導入されており、「今日の運動会は中止です」といった通知が来るようになってきている。ある小学校では、PTA独自でアプリを用いてやりとりをしている状況なので、PTA等の責任者にアクセスすることができれば、協力は任意という形になると思うが、お知らせを回してもらえと思うので、そういったものも使ってみたらどうかと思う。 				経営支援課	
11		女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	<p>例年、子連れ参加や一時保育の実施により参加しやすい工夫をしながら開催している。</p> <p>【実施実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> R6:講座等参加者計193人（4回実施） 	A	<p>現状：共催事業であり、毎年良好に実施できている。企画はハローワーク及び東京しごとセンターが行っている。</p>	継続	一定の成果を出しており、今後も事業を継続する。	地域振興課
				<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の創業・就業支援について、SNSやポスターにて情報発信に取り組んでいるかと思う。幼稚園児の母としての意見だが、幼稚園に子を通わせている母親は仕事を持っていない確率が高く、そういったところに重点的にお知らせが届くようにしたいのではと思っている。今は、幼稚園の様々なことがアプリで管理されており、幼稚園からのお知らせやPTA連合のイベントのお知らせ等もアプリで行われている。チラシはお金も手間も掛かるので、そういったアプリ等のシステムを使って、幼稚園や保育所に広報の協力を依頼するようなアプローチをしたらどうかと思う。多くの小学校でもアプリが導入されており、「今日の運動会は中止です」といった通知が来るようになってきている。ある小学校では、PTA独自でアプリを用いてやりとりをしている状況なので、PTA等の責任者にアクセスすることができれば、協力は任意という形になると思うが、お知らせを回してもらえと思うので、そういったものも使ってみたらどうかと思う。 				地域振興課	
12		就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の違い、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	<p><共催セミナー・就職面接会></p> <p>ハローワーク木場や東京都等と共催・後援で就職面接会やセミナーを開催。年齢別、女性向け、外国人向けに対応。</p> <p>参加者実績（全合計）：R6（1,086人）</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 取りこぼしが無いように様々な方を対象としたセミナーや就職面接会等を実施し、多くの方々に参加していただくことができ、就職につなげることができた。 女性の再就職のサポートとしてセミナーやWord・Excelの基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができている。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 共催、後援のセミナー等を引き続き実施する。 全てのセミナーにおいて定員に対する参加者数の割合が100%になることを目指す。 	地域振興課
13		ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	<p>就職を希望する地域住民に対して職業相談及び職業紹介を実施するとともに、各種相談を行い、住民の雇用促進を図った。</p> <p>新規求職者数/就職者数：R6（1,372人/544人）</p>	A	<p>ハローワーク木場の職業相談員を、江戸川区役所内の「ほっとワークえどがわ」に配置することで、近隣住民の利便性を活かした職業相談・紹介をすることができた。</p>	継続	引き続き江戸川区役所内での運営メリットを活かし、求職者のニーズに応じた効果的な就労支援を目指していく。	地域振興課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
14		ヤングほっとワーク えどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	・若年者に特化した就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 ・生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコンの個別指導を実施した。 ・登録者へのアフターフォローを実施した。 ・利用者実績：R6（895人）	A	・就労に不安を抱える方から、どのように就職に臨めばよいか等、就職に向けた事前準備、考え方、また就職に必要なスキルとしてパソコン指導を個別対応し、支援することができた。 ・アフターフォローの実施により、利用者の就労状況の把握が可能となった。	継続	・取組内容に記載したとおり、引き続き、就職に関してのカウンセリングや就労のためのパソコン教室、職業の適正診断を実施していく。 ・相談者の就労率100%を目指す。	地域振興課
15		公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施する。	【採用】 職員の採用にあたっては、男女問わず、同内容の選考を実施している。 【昇任選考】 平成29年度から各種昇任選考の試験当日に育児休業取得中であっても受験を可能にした。	A	【採用】 左記のとおり実施し、男女差別なく区職員の採用を行っている。 【昇任選考】 昇任選考や能力実証の受験機会及び対象範囲は男女平等に設けられているため、昇任意欲の醸成や男女平等に働きやすい環境の構築が課題である。	継続	【採用】 引き続き、男女差別なく採用活動を行っていく。 【昇任選考】 ・育児休業取得中でも受験可能であることを所属長より確実に周知する。 ・昇任後であっても仕事と育児や介護を両立するための休暇等の制度は当然利用可能であることをアピールすると共に、男性の育児取得や子の看護休暇対象年齢拡大など、両立しやすい環境や制度が拡充されていることも確実に周知する。	職員課
16		区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画から、以下の2点に取り組んだ。 ・女性職員に対してキャリアデザイン研修等を通して管理職への意識づけし、管理職選考の受験を促した。 ・多様な職務経験を付与できるよう、従来、男性中心であったポストに女性係長を配置した。 これにより、全管理職数に占める女性の割合はH29年度14%（74名中10名）、H30年度14%（79名中11名）、H31年度19%（79名中15名）、R2年度19%（78名中15名）、R3年度21%（78名中16名）、R4年度22%（76名中17名）、R5年度22%（76名中17名）、R6年度22%（89名中20名）と横ばいで推移しているが、実人数としては増加している。	A	これまでの取組により、女性管理職の実人数は増加傾向ではあるが、割合は令和4年度より横ばいの状況にあるため、さらなる対策を講じる必要がある。	拡充	特定事業主行動計画（第4期）として、以下を目標に掲げて取り組む。 「目標」 管理職選考における女性受験者を、2020年代の可能な限り早期に30%増にする。さらに達成した後は、50%増を目指す。 「取組内容」 （1）管理職への意識づけ キャリアデザイン研修等の中で女性職員の管理職昇任への意識づけを強化する。 （2）能力等に応じた登用 日頃の業務の中で、発揮してきた能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性職員の管理職の拡大に努める。 また、管理職昇任へつながらる係長級への登用を推し進めるため、女性職員へのキャリア形成支援を同計画に基づいて進める。	職員課
				【推進会議委員の意見等】 ・区の職員の管理職に占める女性の割合について触れられているが、今やっていることをただ進めるだけではなく、何か発想の転換をしないと、プラス10%にしていくことは、難しいのではないかと思っている。					職員課

方向性④ 事業者等による取組の促進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
2	再掲	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	・ワーク・ライフ・バランスを促進する講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 令和6年度講座等参加者：計46名（2回実施）	A	現状：講座アンケートで概ね好評を得ている 課題：内容や回数、対象者を精査して実施する。	継続	・参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。また、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 ・事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。	人権・男女共同参画推進センター
3	再掲	SDGsの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	SDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）を支援するため、令和3年から「SDGs活動企業支援融資」を開始し継続実施した。事業用運転・設備資金を区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。 融資実行実績： H29年度（5）、H30年度（3）、H31年度（0）、R2年度（0）、R3年度（1）、R4年度（2）、R5年度（1）、R6年度（8）	B	現状：令和2年度まではワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の事業用運転資金を対象としていたが、令和3年からSDGs活動企業の運転・設備資金を対象者を広げて実施し、令和6年度は「江戸川区物価高騰対策省エネ設備等投資支援事業」に基づいた対象設備等にかかる経費も対象として継続している。	継続	今後もSDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）の事業に必要な運転資金、設備資金の支援について事業を継続する。	経営支援課
4	再掲	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	ワーク・ライフ・バランス推進のための取組として、長時間労働削減などの実績を評価した。また、女性活躍推進の取組として、新規雇用（過去3年間）、継続雇用（3か月以上）や、女性が働きやすい環境づくり（現場に女性トイレ、更衣室の設置等）の実績を評価した。	A	現状：令和6年度学校改築工事、入札参加事業者中多くの事業者が評価点を獲得 課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	契約課
16	再掲	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画から、以下の2点に取り組んだ。 ・女性職員に対してキャリアデザイン研修等を通して管理職への意識づけし、管理職選考の受験を促した。 ・多様な職務経験を付与できるよう、従来、男性中心であったポストに女性係長を配置した。 これにより、全管理職数に占める女性の割合はH29年度14%（74名中10名）、H30年度14%（79名中11名）、H31年度19%（79名中15名）、R2年度19%（78名中15名）、R3年度21%（78名中16名）、R4年度22%（76名中17名）、R5年度22%（76名中17名）、R6年度22%（89名中20名）と横ばいで推移しているが、実人数としては増加している。	A	これまでの取組により、女性管理職の実人数は増加傾向ではあるが、割合は令和4年度より横ばいの状況にあるため、さらなる対策を講じる必要がある。	拡充	特定事業主行動計画（第4期）として、以下を目標に掲げて取り組む。 ◀目標▶ 管理職選考における女性受験者を、2020年代の可能な限り早期に30%増にする。さらに達成した後は、50%増を目指す。 ◀取組内容▶ （1）管理職への意識づけ キャリアデザイン研修等の中で女性職員の管理職昇任への意識づけを強化する。 （2）能力等に応じた登用 日頃の業務の中で、発揮してきた能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性職員の管理職の拡大に努める。 また、管理職昇任へつながる係長級への登用を推し進めるため、女性職員へのキャリア形成支援を同計画に基づいて進める。	職員課

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
17		長期育児休業支援制度	国制度（2歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	2歳以降も育児休業を取得できる環境を整備した企業の認定及び育児者へ補助金の交付を行った。 <令和6年度実績> 認定事業者件数：1社 育児取得者数：3名	B	現状：新規認定事業者が減少している。 課題：企業への周知が不足している。	継続	区民及び江戸川区の中小企業が所属する様々な団体等への制度周知を進めていくことで子育ての多様な選択肢の一つとして利用が進むよう努めていく。	子育て支援課

課題（２）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援
 方向性① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
17	再掲	長期育児休業支援制度	国制度（2歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	2歳以降も育児休業を取得できる環境を整備した企業の認定及び育児者へ補助金の交付を行った。 <令和6年度実績> 認定事業者件数：1社 育休取得者数：3名	B	現状：新規認定事業者が減少している。 課題：企業への周知が不足している。	継続	区民及び江戸川区の中小企業が所属する様々な団体等への制度周知を進めていくことで子育ての多様な選択肢の一つとして利用が進むよう努めていく	子育て支援課
18		保育ママ	生後9週目から1歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	令和5年度より開始した給食の無償提供について、令和6年度より、15か月以上（高月齢）の受託児向けの離乳食提供を開始した。また、5年度に引き続き、多子世帯の負担軽減として第2子以降の保育料無償化を実施した。	A	保育ママの配置に地域差がある。保育需要の多い地域、配置の少ない地域の保育ママ確保が引き続き課題となる。	継続	需要と供給のバランスを平準化するため、保育ママの人材確保に向けて今後も取り組んでいく。	保育課
19		保育施設の定員拡大	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）の新設等を行い、多様な保育ニーズに対応する。	認可保育施設の新設等により、保育定員の拡大を行った。 実績 ・認可保育所2園（うち、1園は既存園の定員拡大） ・認定こども園1園（幼稚園からの移行）	A	令和7年度も本区の待機児童数はゼロであったが、本区の保育サービス利用率は他区市町村と比較し、低い状況であり、潜在的な保育ニーズにも対応していく必要がある。	拡充	多様な保育ニーズや女性の社会進出に対応できるよう、新たな保育施設の整備や幼稚園の認定こども園への移行等引き続き保育の受け皿の確保を進めていく。	子育て支援課
20		私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	私立幼稚園預かり保育事業に対する補助事業を実施している。	B	現状：区補助事業では、預かり保育を年間220日以上実施するなどの要件を定めており、区内36園ある私立幼稚園のうち、22園が実施している。それ以外の14園は、補助事業に該当しない預かり保育を実施している。	拡充	区補助事業に該当する園の拡大を図るため、それ以外の幼稚園に対する働きかけを行っていく。	子育て支援課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
21		延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	認可保育施設138園で実施。私立園については、区の補助事業を実施している。	A	現状：「令和6年度に実施した取組内容」とおり 課題：保護者の働き方の変化による、利用ニーズの変動	継続	ニーズ変動の動向を見据えていく。	子育て支援課
21		延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	区立保育園の延長保育を継続して実施してきた。女性の働き方が多様化している中で、幅広いニーズに今後も対応していく必要がある。	A	区立保育園の延長保育を継続して実施してきた。女性の働き方が多様化している中で、幅広いニーズに今後も対応していく必要がある。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した延長保育枠の確保を担う。	保育課
22		一時保育 （私立保育園・ベビーシッター利用支援）	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応する。	【私立保育園】 私立保育園9園で実施。区の補助事業を実施している。 【ベビーシッター利用支援】 就学前の子どもの一時保育を必要とする保護者に対し、ベビーシッターを利用した場合の利用料の補助を行った。 事業内容の実績（利用児童数） R3(119)、R4(874)、R5(1,343)、R6(1,697) ※R4.1.17より、事業開始	B	【私立保育園】 現状：事業実施園を拡充したいが、一時保育を実施するにあたっては、通常の保育にかかる保育士に加えて保育士を確保する必要がある。ただ、令和8年度から国制度に合わせて誰でも通園制度が開始されるので、双方のニーズに合わせて検討していく必要がある 課題：上記保育士確保 【ベビーシッター利用支援】 事業の認知拡大により、利用者数が増加した。	継続	【私立保育園】 既存の保育士確保策を活用し、さらなる保育士確保を促していく。 【ベビーシッター利用支援】 引き続き、区HP、チラシ等の配布等により事業の周知を行うとともに、分かりやすい案内をするよう努めていく。	子育て支援課
23		緊急一時保育 （区立保育園）	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども（1歳児～就学前）を預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	継続的に緊急一時保育に対応した。	A	男性が積極的に育児のための休暇を取得し、緊急時についても保育が可能な機会が増えている傾向にある。ただ、急な入院等で子どもの預け先が必要なケースは多く、相談者の希望を可能な限り受け入れ保育園と調整していく必要がある。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した緊急一時保育の確保を担うため保育園と連携していく。	保育課

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
24		子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応する。 令和3年度からは、15時～22時までの間預かりを実施するトワイライトステイ事業を実施している。	区内3施設と4つの協力家庭で子どもショートステイ事業を実施。また、区内1施設で子どもトワイライトステイ事業を実施。子どもショートステイ事業利用実績（1,582日）、子どもトワイライトステイ事業利用実績（221日）。	B	現状：育児疲れによるレスパイト利用など、虐待発生予防・未然防止にもつながっている。 課題：毎年需要が増加しており、現在確保している受け入れ枠では対応しきれなくなりつつある。	継続	更なる利用促進を図るため、令和5年度に利用上限日数の見直し、生活困窮世帯の利用料減免対象の拡大、減免後の利用料を見直した。 また、令和6年度にはわんぱく乳児院に専任職員を配置することにより、個に応じた対応が必要な児童の受け入れ態勢を整備し、柔軟かつ安定的な受け入れを推進した。	児童相談所 相談課
<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で子どもショートステイが利用不可となった際、代替制度等の案内が不十分であったと聞いた。 ・どうすればよいかと悩んだ末に仕事を諦めるということもあるので、子どもショートステイ等が利用不可という場合は、類似のサービスや代替の相談窓口を案内していただきたい。 ・同様の状況は他の事業でもありと思うので、あるサービスを利用できない際の代替策の運用等について庁内で議論していただきたい。 									
25		ショートサポート保育（区立幼稚園）	教育時間外の保育が必要な園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとらわれないことなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図る。	保護者の就労や求職活動等により教育時間外に保育を必要とする園児に対し、保育活動を行った。 ・利用者実績： R2(1,291)、R3(1,460)、R4(1,398)、R5(1,703)、R6(1,228)	B	現状：保育を必要とする在園児の家庭が他の保育施設を探す手間なく子どもを預けることができた。 課題：園児数が減少しているため、利用者は減少しているが、利用上限(月12回)近くまで利用する保護者も少なからずいるため、利用上限の扱いが今後の課題といえる。	継続	保育を必要とする在園児に対し、教育時間外に保育活動を引き続き行っていく。また、保護者の就労等を後押しし、区民生活の充実を図るため、利用上限回数の撤廃を検討していく。	学務課
26		病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を、医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に保育を行った。実施施設には区で補助を実施した。令和6年4月より1施設を新規開設し、江戸川区区内各事業所圏域ごとに1施設を配備することができた。また、新規開設した1施設で利用定員を6名から9名に拡充した。 実績(利用人数) H30、(2,051)、H31 (1,954)、R2 (577)、R3(1,520)、R4(1,955)、R5(2,982)、R6 (4,232)	B	事業に係る保育料の無償化や利用定員の拡充により、利用者数は新型コロナウイルス感染拡大前を超え過去最多となった昨年度を上回った。病児期の保育の受け皿として重要な役割を担っており、保護者の就労の一助となっている。 課題：既存5施設における利用者数の減少	拡充	今後需要の拡大が見込まれる船堀地区での整備を進め、令和8年4月より実施施設を1施設追加予定。また、中央地区実施施設にて実施している送迎対応の周知を強化し、利用者数を拡大していく。	子育て支援課
28		ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人（協会員）と受けたい人（依頼会員）となり、会員組織化して子育て家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応する。	子育ての手助けが必要な依頼会員と子育ての手助けが可能な協会員の双方をつなげるためのマッチング業務を実施。ファミリーサポート事業利用実績（4,009回）、入会説明会実施（協会員20回、依頼会員12回）、スキルアップ講習等実施（13回）。	B	現状：依頼件数に対するマッチング率は全体で70.8%であり、概ね子育ての支援のニーズに応えることができています。 課題：地区ごとの協会員の人数差。	継続	協会員確保に向けて、あらゆる機会を捉えて周知を行う。	児童相談所 相談課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
29		すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を包含し、保護者の就労を支援する。 令和3年4月より、学童クラブの実施時間を19時までに延長した。	学童クラブの平日19時までの実施時間延長および、学校休業日の午前8時開所について、令和6年度も継続して実施した。	A	現状：令和5年度夏休みより、すくすくスクール学童クラブ登録において参加時間前倒しを行うことにより、児童の健やかな成長を図るとともに、保護者の就労を支援することとした。	継続	すくすくスクール学童クラブにおける開始時間前倒しについては引き続き実施していくとともに、区民に周知していく。	教育推進課
30		子どもに関する総合相談	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け付ける	育児やしつけ、不登校、障害、非行など18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる。また、保護者の病氣、死亡等の理由により家庭での生活が困難な場合や虐待に関する相談・通告に対応する。 相談件数： R2（5,204）、R3（4,882）、R4（4,955）、R5（5,893）、R6（6,122）	B	現状：令和2年度に児童相談所開設。相談窓口の一元化を図り、様々な相談経路から幅広い内容の相談を受け付けることができた。 課題：適切な相談対応ができるように職員の更なるスキルアップが必要である。	継続	専門職の配置を恒常的にしていく。また、各種研修受講でのスキルアップを図る。	児童相談所 相談課
31		子育てひろば事業	親子（乳幼児）が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整える。	就学前の親子が自由に利用できる子育てひろばを設置し、相互の情報交換やイベントを通じた交流に加え、専門指導員による子育て相談など、健全な子育て環境づくりを図っている。 実績（利用人数） H31（245,305）、R2（154,076）、R3（174,991）、R4（202,021）、R5（245,489）、R6（245,556）	B	現状：講座やイベントを実施し、保護者同士の交流の場を提供するとともに、親子に寄り添った対応を心がけ、子育てに関する相談を随時行っている。 課題：新規利用者を増やすための周知方法の工夫	継続	適切な声かけや相談対応等により育児不安を軽減し、必要に応じて専門職員や相談機関につなげることで、多くの子育て世代への支援の充実を進めていく。	子育て支援課
32		親子ひろば あいあい	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれ合える場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図る。	幼稚園と地域の応援団が協力し、子育て支援を行った。 ・子育て・発達相談 ・園庭開放 ・親子スクール（親子体験教室、昔遊び、お話会） ・利用者実績： R2(1,050)、R3(923)、R4(1,330)、R5(1,642)、R6(1,489)	B	現状：未就園児が遊ぶ場の提供と育児相談を受けて、育児を通して地域社会とつながりを持つ機会を設けた。 課題：本事業への参加者数は、コロナ禍で大幅に減少した後、回復してはいるが、コロナ禍以前（H31(10,133人)）ほどには回復できていない。	継続	幼稚園をコミュニティの場として提供し、親子同士や地域住民との関わりの中で子どもが伸びやかに育つよう子育て支援を引き続き行っていく。	学務課

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
33		地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	子どもから高齢者まで分野を問わず相談を受け、専門機関と連携して支援を行った。また、誰でも気軽に立ち寄り交流できる場の提供や地域のネットワークづくりの支援として、「地域支援会議」を開催した。	A	現状：複合的な課題や狭間のニーズを抱えている方へ、多機関協働による支援や居場所の機能を利用した伴走的な支援を行っている。また、地域支援会議で把握した「地域課題」と「何かやりたいという気持ちを持っている方」のコーディネートを行い、地域活動の支援を行っている。 課題：支援体制の整備と業務の標準化。	継続	引き続き、なごみの家の活動内容について、区ホームページやリーフレット等の配布にて幅広い周知を行うとともに、重層的支援体制整備事業をとおして、区民に対して必要な支援を行っていく。	福祉推進課
				<p>【推進会議委員の意見等】</p> <p>・「なごみの家」では、防災や、様々な国・文化の方々と触れ合い共生社会を進めていくにはどうしたらいいんだろうかというような、地域に応じた様々な課題のもとで、様々な会議が開催されている。そういう意味で、「なごみの家」というものが、地域の中の拠点として非常に意味のあるものになってきていると思っている。</p> <p>ここで大勢の方々が関わりを持つように、行政として、様々なところへの周知をしていただけると、地域の中における子どもから高齢者までが集う場所として大いに機能してくるのではないかと思う。</p> <p>「なごみの家」からも地域へ発信されているが、区全体として、「なごみの家」をPRしていただけたらととても良いと思っている。</p>					福祉推進課
34		熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供者・事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	月に一度、担当者会を開催し、定期的に情報共有や意見交換を行うことで、対応に係る質の平準化及び向上、業務効率化に取り組んでいる。また、前年度の運営について事業評価を実施。その内容について熟年相談室運営協議会にて報告を行い、第三者からの意見など聴取するなどして、運営に関するPDCAを実施している。	B	業務負担が大きいこと、中堅職員の育成や個々のスキルアップとあわせて熟年相談室のサービスの平準化の推進が課題となっている。	継続	業務負担軽減に向けて、短期から長期に分けて目標を設定し、業務を整理、簡素化している。また、熟年相談室で日々使用の記録媒体等細かな業務についても、熟年相談室内で簡素化できているところの情報提供を行っていく。	介護保険課
				<p>【推進会議委員の意見等】</p> <p>・「現状・課題等」に業務負担が大きいとあるが、介護事業者等が本業の傍ら熟年相談室業務を行うことの負担が大きいということなのか。または、質問や相談の内容が重いため負担が大きいということなのか。</p> <p>・（区説明）地域包括支援センターを対象とした全国業務実態調査や、区が熟年相談室に行ったヒアリングにより、介護予防ケアマネジメント業務（介護予防ケアプランの作成など）の負担が大きいという結果が出ております。</p> <p>・熟年相談室の運営において、シニアの方特有の課題等はあるのか。</p> <p>・（区説明）熟年相談室の運営においては、高齢化率が増加しケアプラン作成が求められる中、請け負う地域包括支援センターや委託先である居宅介護予防支援事業所の人員不足が特に課題となっております。</p>					介護保険課

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
35		多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげるにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	<p>【相談窓口の充実】（相談係） 介護に係る相談を受け付け、必要なサービスを案内し利用につなげた。相談実績：相談者延人数8,955人、相談件数11,351件（介護ホットライン43件を含む）。紙おむつ支給等の区独自の熟年者事業についても、必要な方に案内し申請を受け付けた。</p> <p>【施設介護サービス基盤整備】（指導係） ・地域密着型サービス事業者の公募を実施した。 ・公募への応募が少なく、偏在している小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、偏在の解消と公募への応募を促進するため、未整備圏域への整備係る区独自の運営費補助を実施した。</p>	B	<p>【相談窓口の充実】 介護に係る相談及び独自事業の案内・申請受付を通し、相談者や家族の安定した生活の維持を図ってきた。介護に関心を持たない方は、相談先を知らない場合がある。介護が必要になる前から、相談窓口の存在を知ってもらう必要がある。</p> <p>【施設介護サービス基盤整備】 公募を実施した結果、相談は数件あったが条件に合わず応募には至らなかった。</p>	継続	<p>【相談窓口の充実】 熟年相談室、健康サポートセンター、なごみの家等、身近な場所に相談窓口があることを、ホームページや広報、回覧板等を活用し幅広く周知していく。</p> <p>【施設介護サービス基盤整備】 引き続き公募を実施し、第9期介護保険事業計画に沿った地域密着型サービスの基盤整備を進める。</p>	介護保険課
				<p>【推進会議委員の意見等】 ・「多様なサービス」とあるが、具体的にはどういったサービスがあるか。 ・高齢者はどんどん増えており、江戸川区の高齢化率も上がっている。 介護保険は国の制度のため、江戸川区独自で制度を変えていくことは難しいと思うが、高齢者が増えていく中で、江戸川区独自の取組が、どのくらい行われているのだろうかと感じている。 高齢者が増えていくこの状況で、介護保険の充実の基本だが、介護職員が増えないということも今問題になっている。 支援していく中で、高齢者の生活状況も一昔前とは変わっており、老老介護、独居、身寄りなしという方が本当に増えている中、多くの苦勞を感じている。 今は、定年になって仕事をスパッと辞める方も少なくなっており、細々と働きながら親の介護をしている方も多くいらっしゃる中で、ここをしっかりとっていかないと介護離職をする方も増えることになる。 事業名を、「多様な介護サービスの充実」と一括りにせず、どうしているか示していただき、介護をする人も受ける人も暮らしやすいまち作りを江戸川区独自で目指していただきたい。</p> <p>・この夏に熱中症で亡くなった高齢者が多いと聞いた。 そういった方は、このような支援を受けておらず、また、支援があることを知らないのではないかと思う。 そのため、やはり、高齢者で独居の方について、何かフォローする形を今後考えていただいた方が良いのかと思っている。</p> <p>・（区説明）「歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例」を踏まえ、介護が必要になっても希望する適切なケアを受けることができる持続可能な介護基盤を整えるとともに、介護人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上を図ることで、高齢者が地域で安心して暮らせる町を目指しています。 在宅生活を支援するため、区は独自に以下のようなサービスを実施しています。 電話介護相談（認知症ホットライン、介護ホットライン、24時間介護電話相談） / 民間緊急通報システム「マモルくん」 / 熟年者激励手当 / 寝具乾燥消毒・水洗いクリーニング / 福祉理美容サービス / 紙おむつ・防水シーツの支給、おむつ使用料の助成 / 配食サービス / シルバーカーの支給 / 徘徊探索サービス / 住まいの改造助成 など</p> <p>・（区説明）介護以外の取組として、くすのきクラブやリズム運動、カルチャーセンター、シルバー人材センター、なごみの家などでの、生きがい・居場所・交流事業を通して高齢者の孤立を防ぐとともに、地域での見守り・支え合いを行う「地域支援ネットワーク」を構築し、熟年相談室、なごみの家、民生・児童委員を中心に協力団体・事業者等が連携し、見守り活動を行っています。 また、毎年実施している民生・児童委員訪問調査では、困りごとなどをお伺いし、必要に応じて関係機関につなげています。 なお、今年度は、区独自の施策として、熱中症リスク軽減を目的に、7月、8月のエアコン使用による電気代相当分の一部を75歳以上の高齢者がいる世帯へ支給いたしました。</p>				介護保険課 福祉推進課	

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課	
36		介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目的に、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」を多数養成していった。 認知症サポーター養成講座開催数及び参加人数：97回/2,328名	B	令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、令和7年3月には「東京都認知症施策推進計画」が策定された。これにより、小・中学生等の若年層のほか、区内の企業等も含めて、幅広い年齢層・職種に「新しい認知症観」に立った認知症の理解や普及啓発をより推進していく必要がある。	継続	夏休みやアルツハイマー月間などを通じて、小学生向け認知症サポーター養成講座を実施していく。中学生向けのものも技術・家庭部会を通じて継続に努める。また、「介護の講演・相談会」などのイベントを通じて幅広い年代に向けた普及啓発を図る。	介護保険課	
37		介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等について紹介していき、生活面・技術的な面について負担の軽減を図っていった。また、専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図っていった。 介護者交流会開催実績及び参加人数：108回/754名	B	介護による離職防止のための交流会を各熟年相談室で年1回開催を計画したが、参加者が働く世代のため、集客に苦難した。しかし、相談受付時に介護者への就労状況等の聞き取りや必要に応じて案内もしている。そのうえで、介護者同士の交流機会を増やすために、ケアマネジャーにも周知し、家族介護者にも伝わるよう周知する。	継続	区ホームページや区報にて、幅広い周知を図る。 予防教室等教室・研修等でも周知し、認知度向上に努める。	介護保険課	
<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後の具体的な取組」に「予防教室等教室・研修等でも周知し、認知度向上に努める。」とあるが、何か工夫をしているのであれば、ぜひ教えていただきたい。 ・（区説明）区ホームページや広報などがわへの掲載に加え、令和7年度は保険料決定通知に案内を同封しました。また、介護予防教室での交流会案内や、ケアマネジャーが集う研修の場での情報提供等の働きかけを積極的に行っております。 										介護保険課
38		介護離職をなくそうプロジェクト！	介護休業などの制度の普及啓発・周知活動を区民や事業者に対して行いつつ、熟年相談室や区役所での介護相談を受け付け、必要な介護サービスの利用につなげることで、仕事と介護の両立を支援する。	講演会の開催、及びチラシ・区ホームページ等を活用し、区民に対して介護休業制度の普及啓発及び相談窓口の周知を図った。 区内企業に対し、説明会やチラシ配布を実施し、仕事と介護の両立の重要性について周知した。 区職員に対して、介護者支援スキルの向上を目指した研修（e-ラーニング）を実施した。	B	働きながら介護している人への支援は、介護保険サービスの利用や相談受付以外にも、企業に対する周知や働きかけも重要である。関係機関同士が連携を図りながら取り組む必要がある。	縮小・見直し	育児介護休業法の改正により、事業主に対し、雇用環境の整備や労働者に対する介護休業制度等の個別の周知・意向確認が義務化された。このことを受けて、講演会等の開催による周知・普及活動は終了する。 引き続き窓口等での相談支援事業は継続します。	介護保険課	
40		重症心身障害児（者）等在宅レスパイト	区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師が、重症心身障害児（者）等の自宅に出向き、介護を行う家族に代わって一定時間の呼吸管理、栄養管理、排泄管理等の医療的ケア及び食事介助、排泄介助等を行うことにより、重症心身障害児（者）の健康保持及び介護を行う家族等の負担軽減を図る。	サービス申請の相談の際に、適宜オンライン申請の手法があること申請者やその保護者等に伝え、子育て中や就労中の方でも申請がしやすいようにした。	C	申請者に案内はしたものの、利用率が少なかった。	継続	引き続き、オンライン申請の案内を継続し、子育て中や就労中でも申請がしやすいようにしていく。	障害者福祉課	

方向性② 子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
11	再掲	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	例年、子連れ参加や一時保育の実施により参加しやすい工夫をしながら開催している。 【実施実績】 ・R6:講座等参加者計193人（4回実施）	A	現状：共催事業であり、毎年良好に実施できている。 企画はハローワーク及び東京しごとセンターが行っている。	継続	一定の成果を出しており、今後も事業を継続する。	地域振興課
12	再掲	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の違い、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	<共催セミナー・就職面接会> ハローワーク木場や東京都等と共催・後援で就職面接会やセミナーを開催。年齢別、女性向け、外国人向けに対応。 参加者実績（全合計）：R6（1,086人）	A	・取りこぼしが無いように様々な方を対象としたセミナーや就職面接会等を実施し、多くの方々に参加していただくことができ、就職につなげることができた。 ・女性の再就職のサポートとしてセミナーやWord・Excelの基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができている。	継続	・共催、後援のセミナー等を引き続き実施する。 ・全てのセミナーにおいて定員に対する参加者数の割合が100%になることを目指す。	地域振興課
13	再掲	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	就職を希望する地域住民に対して職業相談及び職業紹介を実施するとともに、各種相談を行い、住民の雇用促進を図った。 新規求職者数/就職者数：R6（1,372人/544人）	A	ハローワーク木場の職業相談員を、江戸川区役所内に「ほっとワークえどがわ」に配置することで、近隣住民の利便性を活かした職業相談・紹介をすることができた。	継続	引き続き江戸川区役所内での運営メリットを活かし、求職者のニーズに応じた効果的な就労支援を目指していく。	地域振興課
14	再掲	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	・若年層に特化した就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 ・生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコンの個別指導を実施した。 ・登録者へのアフターフォローを実施した。 ・利用者実績：R6（895人）	A	・就労に不安を抱える方から、どのように就職に臨めばよいか等、就職に向けた事前準備、考え方、また就職に必要なスキルとしてパソコン指導を個別対応し、支援することができた。 ・アフターフォローの実施により、利用者の就労状況の把握が可能となった。	継続	・取組内容に記載したとおり、引き続き、就職に関してのカウンセリングや就労のためのパソコン教室、職業の適正診断を実施していく。 ・相談者の就労率100%を目指す。	地域振興課

重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

課題(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実

方向性① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

評価内訳： A (計画通りできた), B (概ね計画通りにできた), C (あまり計画通りにできなかった), D (実施していない、または廃止した)

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細(掲載文章や掲載する媒体等)は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載(3回)区ホームページ(46コンテンツ) SNSへの掲載(延べ38件) 区民ニュース(1回) 実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	・男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ・ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信(11回)	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加が多く、年齢にも偏りがみられる	継続	・様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	実施なし	D	農業委員会において、農林水産省の目標である女性登用3割(13名中4名)を目指す。	継続	農業ニュースや農地確認に伴う農家訪問の際に女性農業委員就任の周知を行い、次回(令和8年7月)改選時の女性委員登用の拡大(1名から4名へ)を図る。	産業振興課
41		男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体等の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図る。	・国や都が発行する啓発冊子、リーフレット、カード等を積極的に収集し、講座等の開催時や啓発展示の際に配布 ・人権・男女共同参画推進センターに各種啓発ポスターを掲示 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信(11回)	A	現状：国や都の啓発冊子等は、不足しないよう在庫管理し、必要に応じて請求している。 課題：国や都において紙媒体の啓発資料が削減されつつあるため、他媒体での広報も重要になっている。	継続	・啓発冊子等の配布を継続しながら、SNS等での情報発信にも注力していく。 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
42		男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画の視点を持った情報紙を発行し、男女共同参画の理解促進を図る。	・男女共同参画情報誌を3号(各号3,500部)発行 ・イベント時の配布や区内各施設等への配架を行っており、発行時にSNSにて周知している	A	現状：情報誌には男女共同参画に関する特集記事等を掲載している。 区のホームページにPDF版を掲載し、誰でも閲覧できるようにしている。	継続	・紙媒体での発行及び区のホームページへの掲載を継続する。 ・発行時、SNS等にて紙媒体配置場所及び電子媒体掲載場所を案内する。	人権・男女共同参画推進センター

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
43		男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図る。	毎年6月の男女共同参画週間にちなみ、著名な方や区で活躍している方を講師に選定して講演会を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 令和6年度参加者数：286名（講師：社会学者 上野千鶴子氏）	A	現状：例年定員200名程度で開催しており、概ね好評に実施してきた。 課題：より多くの区民に男女共同参画の理解促進を行う方法が課題である。	継続	・直接来場せずとも参加できるよう、オンライン同時配信を継続するとともに、可能な限りアーカイブ配信等を実施する。 ・十分な周知期間を確保するとともに、区のあらゆる広報媒体を活用し、講師の保有するSNSアカウント等での広報を依頼する等して、幅広い層への周知を実施する。	人権・男女共同参画推進センター
				<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインで実施する、もしくはアーカイブ配信を行い繰り返し見られるようにするというのは、非常にいいことだと思う。参加者を増やすために、その形式でぜひ進めていただきたい。 ・こういった講演・講座に参加されている方は、元々男女共同参画への関心や男女共同参画の考えがある方々が参加されていると思う。それ以外の方に広げようということになると、区の広報誌やSNSを使っても、講座等に参加するところまでいかないのではないかと考えている。 ・できれば、他区で何か良いアイデアがあるかというような横の情報交換もされて、より広めていくための施策を考えていかないと、今後も、参加者数は現在と同様なのではないかと思う。 ・講師のSNSアカウントでの広報を依頼するともあったが、これも非常に良いと思う。 ・その他にも新しい切り口を考えていかないと、参加者数が頭打ちになってしまうのではないかと考えている。 	人権・男女共同参画推進センター				
44		幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例について職員の理解を深め、保護者への周知、理解の促進に努める。 ・子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施する。 ・子どもの意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施する。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めて子どもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（子ども）への理解促進が引き続きの取組課題。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもった子どもに、権利について理解できる取組を検討、実施する。 	保育課
				<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育現場においては、男女平等、また子どもの人権について、ある程度子どもたちの理解が進んでいると思っている。 ・ただ、今の子どもたちの人権に関する教育を、親の世代がなかなか理解できてないという現状にある。 ・やはり、親世代や子どもを見守る世代に、今のスタンダードな男女平等教育も含めた人権の理解を進めるために、様々な施策の広報をしていただきたい。 	保育課				

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
44		幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・各小・中学校において「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（西一之江小学校、大杉第二小学校） ・代表校による「人権の花」運動への参加（下小岩小学校、清新第一小学校、鹿本小学校、南葛西小学校、大杉東小学校、篠崎小学校） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（松江第五中学校、東葛西中学校、瑞江第三中学校、篠崎第二中学校） 	B	<p>各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。</p> <p>各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性がある児童・生徒への適切な対応 	教育指導課
				<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育現場においては、男女平等、また子どもの人権について、ある程度子どもたちの理解が進んでいると思っている。ただ、今の子どもたちの人権に関する教育を、親の世代がなかなか理解できていないという現状にある。 やはり、親世代や子どもを見守る世代に、今のスタンダードな男女平等教育も含めた人権の理解を進めるために、様々な施策の広報をしていただきたい。 ・子どもの権利条約や、「江戸川区子どもの権利条例」について、目にするのが少ない保護者に対して、学校現場を通じてPRしていただくことはとても良いと思っている。 		教育指導課			
45		人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることである偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重教育推進校（東京都教育委員会）の指定 令和5・6年度 江戸川小学校 研究主題「自他を大切に、協調しながらよりよい人間関係を築く児童の育成」 	B	<p>人権尊重教育推進校に指定された学校は、人権課題について網羅的に指導する機会を得られている。</p> <p>なお、指定校は、自他の人権尊重を基盤とした研究を推進するとともに、区内の学校に取組を発信・啓発することができている。</p>	継続	令和7・8年度から小松川第二中学校が人権尊重教育推進校として研究を進めていく。	教育指導課
46		人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	<p>113号「明治大学博物館」視察の様子</p> <p>114号「プライドハウス東京レガシー」視察の様子</p> <p>115号「人権尊重教育推進校（江戸川小学校）」研究発表の様子</p>	B	令和5年度も3回、教職員の人権意識を高めるために人権だより「しあわせ」を発行することができた。	継続	・今後も毎年必ず3回、フィールドワーク等で学んだことを全教職員に発信し、人権意識を高めていく。	教育指導課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
47		教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> その中で、人権課題「アイヌ」をテーマに、外部講師を招き、研修を実施した。 人権教育研究協議会（東京都教育委員会主催）への各職層別の参加 全国同和教育研究大会への指導主事の参加（熊本県） 	B	人権教育研修では、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、各学校（園）の人権教育担当教員に対して、人権課題について講義し、男女共同参画を含めた様々な人権課題についての理解を深める機会としている。	継続	<ul style="list-style-type: none"> 今後も毎年必ず、1回以上を「人権教育プログラム」を活用した研修を行う他、フィールドワークで人権について学ぶことができる施設を訪問していく。 令和7年度は、人権課題「同和問題」をテーマに、フィールドワーク研修を実施していく。 全国同和教育研究大会への指導主事の参加（大阪府） 	教育指導課
48		SDGsを通じた男女共同参画の考えなどの周知	SDGsに関する情報を収集及び提供し、発行物等において男女共同参画の理解促進を図る。	令和6年9月25日～12月9日の期間を、SDGs Season in EDOGAWA（SDGsシーズン）とし、SDGsに関するイベントを集中的に開催。特設ホームページでは、男女共同参画に関するイベントの周知を実施した。	B	男女共同参画について区のホームページやSDGs推進センター公式SNSで継続的に情報発信を行う必要がある。	継続	男女共同参画に関する事業を積極的にSNS等で発信する。また、SDGsシーズンの期間に開催するSDGsフェスにおいて、「SDGsえどがわ10の行動」の行動3「家事や育児、介護に家族みんなで参加しよう」や行動6「一人ひとりの多様性への理解を深め、交流の機会を増やそう」に関連するブースを展開するなど、直接区民に働きかけできる機会を活用していきたい。	ともに生きるまち推進課

方向性② 男性にとっての男女共同参画の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
2	再掲	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	・ワーク・ライフ・バランスを促進する講座を実施している。 参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 令和6年度講座等参加者：計46名（2回実施）	A	現状：講座アンケートで概ね好評を得ている 課題：内容や回数、対象者を精査して実施する。	継続	・参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。また、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 ・事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。	人権・男女共同参画推進センター
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例について職員の理解を深め、保護者への周知、理解の促進に努める。 ・子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施する。 ・子どもの意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施する。	B	・子どもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めて子どもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（子ども）への理解促進が引き続きの取組課題。	継続	・子どもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもった子どもに、権利について理解できる取組を検討、実施する。	保育課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・各小・中学校において「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（西一之江小学校、大杉第二小学校） ・代表校による「人権の花」運動への参加（下小岩小学校、清新第一小学校、鹿本小学校、南葛西小学校、大杉東小学校、篠崎小学校） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（松江第五中学校、東葛西中学校、瑞江第三中学校、篠崎第二中学校）	B	各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。 各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。 さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。	継続	・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性がある児童・生徒への適切な対応	教育指導課

方向性③ 人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例について職員の理解を深め、保護者への周知、理解の促進に努める。 ・子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施する。 ・子どもの意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施する。	B	・子どもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めて子どもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（子ども）への理解促進が引き続きの取組課題。	継続	・子どもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活しているよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもった子どもに、権利について理解できる取組を検討、実施する。	保育課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・各小・中学校において「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（西一之江小学校、大杉第二小学校） ・代表校による「人権の花」運動への参加（下小岩小学校、清新第一小学校、鹿本小学校、南葛西小学校、大杉東小学校、篠崎小学校） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（松江第五中学校、東葛西中学校、瑞江第三中学校、篠崎第二中学校）	B	各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を越えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。 各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に付けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。 さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。	継続	・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性がある児童・生徒への適切な対応	教育指導課
45	再掲	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることである偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	・人権尊重教育推進校（東京都教育委員会）の指定 令和5・6年度 江戸川小学校 研究主題「自他を大切に、協調しながらよりよい人間関係を築く児童の育成」	B	人権尊重教育推進校に指定された学校は、人権課題について網羅的に指導する機会を得られている。 なお、指定校は、自他の人権尊重を基盤とした研究を推進するとともに、区内の学校に取組を発信・啓発することができている。	継続	令和7・8年度から小松川第二中学校が人権尊重教育推進校として研究を進めていく。	教育指導課
46	再掲	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	113号「明治大学博物館」視察の様子 114号「プライドハウス東京レガシー」視察の様子 115号「人権尊重教育推進校（江戸川小学校）」研究発表の様子	B	令和5年度も3回、教職員の人権意識を高めるために人権だより「しあわせ」を発行することができた。	継続	・今後も毎年必ず3回、フィールドワーク等で学んだことを全教職員に発信し、人権意識を高めていく。	教育指導課
47	再掲	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	・人権教育研修の実施 その中で、人権課題「アイヌ」をテーマに、外部講師を招き、研修を実施した。 ・人権教育研究協議会（東京都教育委員会主催）への各職層別の参加 ・全国同和教育研究会への指導主事の参加（熊本県）	B	人権教育研修では、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、各学校（園）の人権教育担当教員に対して、人権課題について講義し、男女共同参画を含めた様々な人権課題についての理解を深める機会としている。	継続	・今後も毎年必ず、1回以上を「人権教育プログラム」を活用した研修を行う他、フィールドワークで人権について学ぶことができる施設を訪問していく。 ・令和7年度は、人権課題「同和問題」をテーマに、フィールドワーク研修を実施していく。 ・全国同和教育研究会への指導主事の参加（大阪府）	教育指導課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
49		人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、関係機関と連携して必要な助言等を行う。	<p>【イベント・展示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間行事「講演と映画のつどい」（区民・職員向け）【参加者実績】331名（会場限定） ・拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓い-奪還-」（政府拉致問題対策本部、東京都と共催）【参加者実績】973名 ・「人権週間」に合わせた、人権擁護委員の学校啓発活動の成果の展示・各相談機関リーフレット等の配布 【広報えどがわへの啓発記事の掲載】（約20万部配布・広報データが地域情報サイトなどに掲載されている。） 【掲載実績】5/1号憲法週間、5/15号多様な性にYESの日、6/1号人権擁護委員の日、6/15号世界難民の日、8/15号こどもの人権110番強化週間、11/15号犯罪被害者週間、12/1号人権週間、12/1号北朝鮮人権侵害問題啓発週間 【タワーホール船堀ライトアップ】 多様な性にYESの日レインボーライトアップ（5/17～5/23）、世界難民の日ブルーライトアップ（6/20）北朝鮮人権侵害問題啓発週間ブルーライトアップ（12/10～12/16） 【性的マイノリティ関係】 ・同性パートナー関係申出書受領証の交付（H31.4.1～）【交付実績】R6年度末時点 48組 ・東京都パートナーシップ宣誓制度との連携協定・覚書締結（R4.11.1～） ・e-ラーニング「多様な性を考える」の実施（R6.8）全職員対象 【人権相談】 法務大臣の委嘱を受けた区民である人権擁護委員（13名）による毎月1回の人権相談。東京法務局と連携して必要な助言等を行っている。 【相談実績】R6年度2件 	A	<p>【現状】</p> <p>「講演と映画のつどい」、拉致問題啓発舞台劇、広報えどがわへの記事掲載、タワーホール船堀のレインボーライトアップ、啓発展示などを実施して、より多くの区民への啓発となるように取り組んでいる。</p> <p>同性パートナー関係申出書受領証については、R4.11から東京都パートナーシップ宣誓制度の開始に伴い、連携協定・覚書を締結し、サービスの利便性向上に努めている。</p> <p>【課題】</p> <p>より多くの区民に人権尊重意識の啓発を行う方法が課題である。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、広報えどがわの啓発記事の掲載に付随して、区Facebook、X（旧ツイッター）での情報発信を行い、啓発情報の受け手を増やす。 ・「講演と映画のつどい」について、時流に沿った人権課題の講師、テーマを検討する。また、SNS等を活用した広報を行い、参加者数について会場定員500名の60%以上を維持する。（令和8年度までの継続目標） 	人権・男女共同参画推進センター

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
51		性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	「性教育の授業」講師派遣事業（東京都教育委員会） 松江第四中学校、清新第二中学校、南葛西第二中学校	B	各学校において発達段階に応じた性に関する指導を行う中で、正しい異性感について学ぶ機会を作っている。また、産婦人科医や助産師を招へいた「性に関するモデル授業」を中学校で実施する中で、男女を含め自他を大切にすることを心がけ、外部講師による授業の有効性を感じることができた。	継続	「性教育の授業」講師派遣事業について、令和7年度は2校の中学校で実施予定（小松川中学校、二之江中学校）	教育指導課
				【推進会議委員の意見等】 ・HIV等の性教育や、デートDV等といった人の関係性に関する事柄については、併せて考えなくてはならないことだと思っている。 「性教育の授業」講師派遣及びデートDV防止講座について、令和6年度は、ともに中学校3校のみでの実施と少ない。 予算の都合で難しいと思うが、全ての中学校で、性教育の授業・デートDV防止講座をやるべきではないかと思う。 基本的な性教育、また、性教育を通して男女平等の精神といったものを学んでいただくとともに、デートDVの防止、病気に罹らないためにはどうしたらいいのか、そういった事項は全部つながっている話なので、これをつなげた一つの講座として、全ての学校に講師を派遣するというようなことは非常に難しいことかもしれないが、全校平等にやっていただきたいと思った。					教育指導課

方向性④ 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例について職員の理解を深め、保護者への周知、理解の促進に努める。 ・子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施する。 ・子どもの意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施する。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めて子どもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（子ども）への理解促進が引き続きの取り組み課題。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活しているよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもった子どもに、権利について理解できる取り組みを検討、実施する。 	保育課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・各小・中学校において「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（西一之江小学校、大杉第二小学校） ・代表校による「人権の花」運動への参加（下小岩小学校、清新第一小学校、鹿本小学校、南葛西小学校、大杉東小学校、篠崎小学校） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（松江第五中学校、東葛西中学校、瑞江第三中学校、篠崎第二中学校） 	B	<p>各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。</p> <p>各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性がある児童・生徒への適切な対応 	教育指導課
53		デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	<p>委託事業者による学校等でのデートDV防止講座を実施している。</p> <p>【実施実績】 令和6年度参加者数：計617名（区立中学校3校及び共育プラザ1館で実施）</p>	A	<p>現状：区内の小中高校等に案内し、希望する学校等へ講師を派遣している。</p> <p>アンケートでは、受講者の6割以上が「デートDVを知らなかった」という回答だが、「受講して何か行動に移せることが見つかった」という回答が6割以上あり、一定の効果が認められる。</p>	継続	毎年4回以上の講座実施を目指し、出張講座の周知を展開する。	人権・男女共同参画推進センター
				<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HIV等の性教育や、デートDV等といった人の関係性に関する事柄については、併せて考えなくてはならないことだと思っている。「性教育の授業」講師派遣及びデートDV防止講座について、令和6年度は、ともに中学校3校のみでの実施と少ない。予算の都合で難しいと思うが、全ての中学校で、性教育の授業・デートDV防止講座をやるべきではないかと思う。 基本的な性教育、また、性教育を通して男女平等の精神といったものを学んでいただくとともに、デートDVの防止、病気に罹らないためにはどうしたらいいのか、そういった事項は全部つながっている話なので、これをつなげた一つの講座として、全ての学校に講師を派遣するということなどは非常に難しいことかもしれないが、全校平等にやっていただきたいと思った。 ・「今後の具体的な取組」に「出張講座」と書いてあるが、こういった講座もオンラインで実施できないのかとも思う。外部講師を依頼するという場合は、講座の動画等をどのように使うのかというような話が出てくるかもしれないが、例えば、ある程度は区職員が対応するというような形で行うことによって、同じ話を2度聞く事態を避けられたり、異なる学校で同じ講座ができた、そういったこともできるのではないかと思った。 ・中学生ぐらいの、今後交際していく機会が増えていくであろう年代でこういった講座を受けられると良いと思う。実施校を増やし、大事な時期に大事な知識を身に付けていただくというのは、後々の、デートDVやDV全体の対策としても有効なのではないかと感じた。 				人権・男女共同参画推進センター	

課題（２）地域活動への男女共同参画による活性化
方向性① 地域活動における男女共同参画の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
54		町会・自治会活動	誰もがそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるよう支援する。	地域まつりや地域運動会等の地域活動について、地域の方々が活動に参加できるように連絡調整を行った。	A	若い世帯の加入率が低く、高齢の世帯が多くなっているため、今後も広く町会加入のPRが必要。	継続	これまで実施した取組内容を続けていくとともに、町会・自治会のニーズに合った支援を行っていく。	地域振興課
				【推進会議委員の意見等】 ・私が入っている町会も、町会長は80代半ば、役員の方も80代という状況で、本当に存続が難しくなってきたと感じている。 私自身が町会に加入したきっかけは、サークル活動を始め、そこで知り合った近所の方から「町会に入らないか」と勧めていただいたことである。 町会加入のPRが必要とあるが、区からの町会加入のPRは、どのようなものであったのだろうかと感じた。 町会というものを周知していかないと、どうしても加入率は今後も下がっていくのではないと思う。 地域のつながりがどんどんなくなっていき、高齢者の方の独居や孤独死というようなことにつながっていくようにも思っており、心配している。				地域振興課	
55		アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるよう支援する。	チラシ、ポスター、ホームページやInstagramにより、新たにボランティアの募集を行った。 また、ボランティアの育成を目的として講習会を実施した。	B	現状：ボランティアの登録者数は、毎年増加している。 課題：高齢化により活動が縮小、休止する団体がある。	継続	今後もボランティア活動に関わる新たな人材の発掘や育成に努めると共に、「みんなのこうえん」として身近な公園での清掃やコミュニティづくり等、地域活動に参画しやすくなるまちづくりを推進していく。	水とみどりの課
56		環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組を継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	各地区の様々な実践活動の支援や、一斉美化運動を継続して行った。環境をよくする絵画コンクールにデジタル部門を新設し、インターネット上で応募できる環境を構築した。 【美化運動（春・秋）参加人数】 H31：50,933人、R2：7,961人、R3：16,293人、 R4：24,585人、R5：31,095人、R6：37,812人 【環境をよくする絵画コンクール】 H31：8,158件、R2：5,797件、R3：6,793件、 R4：6,013件、R5：5,332件、R6：4,909件	A	協議会活動では区内6地区ごとに、一斉美化運動やリサイクル活動、喫煙マナーアップキャンペーン、違法駐車迷惑駐輪防止活動、違法屋外広告物撤去活動など多岐にわたる活動を行っており、多くの区民が参加している。 また、区内小中学生を対象とした「環境をよくする絵画コンクール」も実施しており、幅広い年代が環境をよくする運動に参加している。	継続	今後も区内6地区での実践活動や絵画コンクールを継続し、誰もが地域活動へ参画できる機会を設けていく。	環境課
57		安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な活動を継続・発展させるための支援・行事等の企画を行い、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	町会等の地域団体によるパトロールへの支援や「自転車盗ゼロ作戦」「安全・安心まちづくり大会」などの啓発行事の開催、防犯活動に取り組む地域団体に対する防犯カメラ設置補助を継続して行うことで、安全・安心なまちづくりを推進し、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供した。	B	現在、パトロールを行う地域団体への物品支給や各種啓発行事の開催、防犯カメラ設置支援など地域団体へ参画できる機会を提供している。今後、若い世代のような幅広い年代にも参加を推進していくが課題である。また、防犯カメラ未設置地区に対して、如何にして設置推進していくか協議していく。	継続	安全・安心なまちづくりを推進し、引き続き誰もが参画できる機会を提供していくために、パトロールを行う団体への物品支給や各種啓発行事の開催・内容の充実、防犯カメラ設置に関する支援や働きかけを継続していく。	地域防犯防災課

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

方向性② 男女共同参画の視点による地域防災力の向上

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
59		地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかける。	避難所運営協議会などにおいて女性の視点を取り入れた訓練の実施などを働きかけた結果、授乳室・更衣室の設置やマンホールトイレの男女分け、女性専用スペースでの警備などについて協議が進んだ。避難所における女性に配慮すべき課題の解決を図っている。また、女性に配慮した備蓄物資を避難所に配備した。	B	現在、避難所における女性に配慮すべき課題について避難所運営協議会などで協議を進めている。今後、訓練（授乳室・更衣室の設置訓練など）を行い、課題を洗い出していく。女性の視点を取り入れた避難所運営に配慮していく。	継続	生理用品の配付方法や洗濯など、まだ協議すべき課題はあり、男女別更衣室や授乳室等の配置について、今後も避難所運営協議会での協議を重ねていく。	地域防犯防災課
60		地域防災計画の改定・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画改定に取り組む。	男女共同参画に基づき、令和4年度に江戸川区防災会議条例を改正し、第6号委員（自主防災組織を構成する者又は学識経験者）を14名増員し、87名中21名が女性委員となった。	A	防災対策において女性や男女共同参画の視点を取り入れる取組は進行している。今後に関しては引き続きこの取組を継続する事で「当たり前」の事を当たり前と捉えていく環境作りを構築する事が大事である。	継続	・地域防災計画(令和7年度修正)において、災害対策における女性の参画推進が重要である旨を記載している。 ・令和4年度に初めて「えどがわ防災女性ミーティング」を開催し、災害時における女性の意見や課題等を集約し議論を行った。令和7年度においても引き続き実施予定である。	防災危機管理課
									<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災会議の女性委員を増員していただいて、女性委員が約25%となったということで、努力していただいたのかと思う。ただ、最近はニュースを見れば、災害のニュースが多くなっているので、女性委員が25%となり「これで良かった」ということではなく、災害時に困るのは女性であり子どもであるということも多いと思うので、コミュニティとつながりながら、女性の参画を今後も進めていただきたいと思う。 ・有事の防災の現場では、女性の役割が非常に大きいということは、震災のときに大いに学んだことだと思う。

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

課題(1) 困難を抱えた人への支援

方向性① ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

評価内訳： A(計画通りできた)、B(概ね計画通りにできた)、C(あまり計画通りにできなかった)、D(実施していない、または廃止した)

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
61		ひとり親家庭総合相談事業【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応する。	ひとり親家庭の多様なニーズに対応するため、キャリアコンサルタント等の資格を持った相談員による総合相談窓口で相談対応をしている。就業による自立に向けた支援を基本しつつ、子育て・生活支援などの相談・支援業務に特化している。 相談延べ数：R6(607)	A	現状：ひとり親の「経済的・精神的な自立」のため、専門性の高い相談員が、ライフプラン、キャリア形成の相談に応じている。 相談員は、ひとり親の支援策だけでなく、ハローワークの事業などの労働施策や最新の業界動向に精通し、相談者の人柄、能力、働ける時間等と企業側の求める人物像の両方を把握したうえでマッチングしている。 課題：相談者によっては、就労経験が少ない等の理由によりマッチングが困難な場合がある。	継続	引き続き、ひとり親家庭の多様なニーズに対応し、「経済的・精神的な自立」を図るため、専門性の高い相談員がきめ細かく相談・支援を行っていく。	人権・男女共同参画推進センター
62		母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行った。 相談件数：R6(2,580)	A	現状：ひとり親家庭は、経済的な困難を抱える世帯が多いため、母子及び父子福祉資金の貸付や各種給付金を支給することで、ひとり親の経済的な自立にむけた相談・指導を行っている。 課題：本貸付制度や給付金制度についての周知。また、本貸付制度以前に、高校・大学の無償化制度を知らない相談者も多いため、包括的な事業案内及び自立に向けた相談・指導が必要。	継続	引き続き、ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行っていく。 また、必要に応じて他制度の事業案内も並行して行う。	人権・男女共同参画推進センター
63		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病気や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合に、ホームヘルパーを派遣する。	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行うための取り組みを実施。 登録世帯：R6(6) 利用日数：R6(4) 利用時間：R6(24)	B	現状：事業者との調整(マッチング等)が付かず、利用者が希望する時間に派遣できない場合がある。 課題：安定した事業運営ができるよう、協定先の事業者の新規開拓。	継続	病気やけがなど日常生活に一時的に支障があるひとり親家庭の支援を図るため、引き続き、ホームヘルパーを派遣していく。 区内で事業を行っている事業者にアポイントを取り、事業への協力を依頼する。	人権・男女共同参画推進センター
64		母子生活支援施設	経済的困窮など様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、自立に向けた支援を行う。	【施設】 母子世帯が安心して暮らせるよう設備の維持修繕を行うとともに、新しく共同浴室を設置をした。 【支援】 母子世帯の自立促進のため、就労・生活・子育て等の相談・助言を行い、精神の安定と経済的な自立に向けた支援を行った。また、子どもの健全育成を図るために、学習指導、生活指導、行事等を実施した。 入所世帯数 区内：R6(6世帯) 広域：R6(2世帯) ※3月31日現在	A	【施設】 現状：施設が時代に合わない古い設備であるため、入所者に負担を強いている部分がある。 課題：施設の老朽化が進んでいるので、多様化するニーズに対応できる設備と機能強化が必要である。 【支援】 現状：様々な課題を抱える母子世帯に対して自立に向けた支援を行った結果、生活の安定が図られ施設退所につながった。また、近年は東京都の住宅施策である都営住宅への当選率が上がったことを要因とした退所世帯数が増えている。 課題：DV被害や児童虐待など母子世帯を取り巻く課題が複雑化してきている。社会状況の変化に対応した支援が求められている。	継続	【施設】 他自治体の施設を研究するなど、多様化するニーズへの対応に必要な機能強化の方策を検討していく。 【支援】 様々な困難な課題を持つ母子世帯を支援していくため、関係機関と情報共有支援方針について連携していく。チラシ等に関係機関に配布し、施設の周知に努める。	人権・男女共同参画推進センター 児童家庭課

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
65		児童扶養手当 児童育成手当 ひとり親家庭等医療費助成	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当の支給および医療費の助成をすることで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。	ひとり親世帯等に児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成を支給。年度末時点の受給者は以下の通り。 【児童扶養手当】R6（4,141） 【児童育成手当】R6（5,757） 【ひとり親家庭等医療費助成】R6（3,833）	A	現状：手当等の支給により、ひとり親家庭の自立促進、家庭生活の安定・向上が図られている。 課題：ひとり親家庭が抱える課題に対し、手当以外の必要な支援につなげる。	継続	児童扶養手当の申請に来庁された方や、受給中の方に対して、ひとり親相談室や就労相談窓口等を案内する取組を継続することで、ひとり親家庭の課題の早期解決を支援する。	児童家庭課
66		母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、15万円を上限に貸付を行う。	母子家庭の方で生活資金が一時不足する場合に、生活一時資金を貸し付け、その生活の安定を図った。 貸付件数：R6（9）	A	現状：母子家庭は、経済的な困難を抱える世帯が多く、学費の支払などまとまった支出に備えた貯蓄が困難。一時的な支出で生活資金が不足した方を対象に、審査を行い要件を満たす方に貸付を実行した。最近では、中学・高校入学時の制服等を購入することにより一時的に困窮するといった相談が多い。 課題：貸付の翌月から返済が始まるため、生活収支の策定・見直し等の支援が必要。特に、給与収入の減少については今後も同様に起こり得る可能性があるため、生活収支を見直したうえで貯蓄できるよう支援を行う。	継続	生活資金が一時的に不足した方に対し、引き続き、申請の理由や日頃の生活収支、返済の見込みなどをきめ細かく聞き取りをすることで、返済に無理のない適正な範囲での貸付を実行していく。	人権・男女共同参画推進センター
67		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために6か月以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、看護師等の資格を取得するための養成機関での修業中の期間について、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、修業期間中の生活の安定及び資格の取得を支援し、母子家庭又は父子家庭の経済的自立の促進を図った。 給付件数：R6（18）	A	現状：ひとり親家庭は、子育てとの両立のためパート等で働いている場合が多く、他世帯より年間収入が低い世帯が多い。就職に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得を通じて経済的な自立促進を図っている。 課題：将来の展望がはっきりしていないが、とりあえず何かしらの資格取得をしたいといった相談も多いため、キャリア設計から支援する。	継続	引き続き、支給を受けようとする者の資格取得への意欲、能力、当該資格取得見込等を的確に把握するとともに、生活状況について聴取するなど本給付金の必要性について十分精査したうえで支給決定し、ひとり親の経済的自立につなげていく。 ホームページ上に構築したナビゲーションシステムを活用し、本事業の更なる利用につながるよう周知を図っていく。	人権・男女共同参画推進センター
68		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給することにより、職業経験が乏しく技能も十分でないひとり親家庭の母等の就業を、より円滑にするための主体的な能力開発を支援することで、経済的自立の促進を図った。 給付件数：R6（5）	A	現状：江戸川区男女共同参画推進計画の進捗状況について報告するとともに、地域の実情に関する情報共有等も行っている。	継続	引き続き、支給を受けようとする者の資格取得への意欲、能力、当該資格取得見込等を的確に把握するとともに、生活状況について聴取するなど本給付金の必要性について十分精査したうえで支給決定し、ひとり親の経済的自立につなげていく。 ホームページ上に構築したナビゲーションシステムを活用し、本事業の更なる利用につながるよう周知を図っていく。	人権・男女共同参画推進センター

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
69		ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃の一部を助成する。	民間の賃貸住宅に居住し、やむを得ず転居を求められたひとり親家庭等に対して、転居後の家賃等を助成することにより、住まいの安定を図った。 給付件数：R6（2）	A	現状：支援対象は2件であった。 課題：利用者は減少傾向にあるものの、現在も利用者がいるため、引き続き実施する。	継続	引き続き、申請の相談時には、丁寧に聞き取りをし、支援の対象と判断される場合には、住まいの安定を図るべく支援をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
71		助成・奨学金制度の周知	国、都による教育費の支援制度の拡充を受け、新規募集は平成30年度をもって終了し、奨学生への貸付は令和3年度をもって終了となった。今後は、国、都、他機関の助成・奨学金制度について、広く周知していく。	区内の中学3年生に対し、国、都、他機関の助成・奨学金制度について記載したリーフレットを配布した。	A	単純作業（封詰めや印刷、紙折り等）が多く、時間がかかる。	継続	単純作業については、オフィスサポートへの依頼を検討する。	教育推進課
72		入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	融資あっせんの案内を区立中学校・公共施設・各信金窓口へ送付し、区民へ広く周知。 融資が決定した方については、保証保険料及び子育て給金の交付を実行。 【令和6年度実績】 あっせん件数：69件 融資実行件数：40件（前年度より10件減）	A	現状としては、左記記載のとおり、融資あっせんにより低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援している。	継続	引き続き、当該事業について区民へ周知していく。	教育推進課
73		木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	奨学生（前期分18万円×13名・後期分17万円×14名）に対し修学金472万円を支給し、また新規採用者2名に対し入学資金を40万円支給した。	A	他の制度の拡充により、木全・手嶋育英資金の申し込み者が減少している。	縮小・見直し	国の修学支援制度の動向を注視しながら、区が担うべき奨学金のあり方について研究していく。	教育推進課
R3-2		みんなの就労センターの支援	年齢、性別、障害の有無、就労プラン等に関わらず、働く意欲のある人に対し、就労の場を確保し、提供するセンターへの支援	【相談】 働く意欲はあるものの、就労に結びついていない方に対して職業相談を実施。 ≪会員数≫507名 【就労機会の提供】 職業紹介事業、労働者派遣事業、請負事業により就労機会を提供。 ≪就労者数≫130名 【就労の場の創出】 新たな就労の場確保のため、みんなの就労センター自主事業としてビール販売を開始。就労困難者を雇用し、サブ業務や接客業務に従事することで、実践的な就労経験を積む機会を提供した。 ≪出店回数≫4回 ≪雇用者数≫5人	A	・ホームページを通じた情報発信は行っているが、会員や企業の声を十分に反映できていない ・超短時間就労など、より柔軟な労働条件による就労の場が少ない	継続	・ホームページを改良し、会員や企業から寄せられた声やセンターの活動内容を反映したコンテンツを充実させることで、より見やすく、必要な情報を的確に届ける。 ・自主事業を拡大し、より多くの会員が携われる就労機会を創出する。	福祉推進課

方向性② 複合的な困難を抱えた人の生活支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
33	再掲	地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	子どもから高齢者まで分野を問わず相談を受け、専門機関と連携して支援を行った。また、誰でも気軽に立ち寄り交流できる場の提供や地域のネットワークづくりの支援として、「地域支援会議」を開催した。 さらには区が主催する社会福祉法第106条の6に基づく「支援会議」（重層的支援体制整備事業において関係機関との情報共有について本人同意が得られないケース）に出席した。 相談件数：8,538件 来所者数：60,414人 地域支援会議開催数：13回 支援会議出席回数：4回	A	現状：複合的な課題や狭間のニーズを抱えている方へ、多機関協働による支援や居場所の機能を利用した伴走的な支援を行っている。また、地域支援会議で把握した「地域課題」と「何かやりたいという気持ちを持っている方」のコーディネートを行い、地域活動の支援を行っている。 課題：支援体制の整備と業務の標準化。	継続	引き続きなごみの家の活動内容について、区ホームページやリーフレット等の配布にて幅広い周知を行うとともに、重層的支援体制整備事業をとおり、区民に対して必要な支援を行っていく。	福祉推進課
34	再掲	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供者・事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	月に一度、担当者を開催し、定期的に情報共有や意見交換を行うことで、対応に係る質の平準化及び向上、業務効率化に取り組んでいる。また、前年度の運営について事業評価を実施。その内容について熟年相談室運営協議会にて報告を行い、第三者からの意見など聴取するなどして、運営に関するPDCAを実施している。	B	業務負担が大いこと、中堅職員の育成や個々のスキルアップとあわせて熟年相談室のサービスの平準化の推進が課題となっている。	継続	業務負担軽減に向けて、短期から長期に分けて目標を設定し、業務を整理、簡素化している。また、熟年相談室で日々使用の記録媒体等細かな業務についても、熟年相談室内で簡素化できているところの情報提供を行っていく。	介護保険課
74		人権擁護委員、行政相談委員との連携強化	各委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情や人権侵害問題等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行う。	行政相談委員は国の行政機関に対する要望・苦情などの相談を、人権擁護委員は様々な人権問題について相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行っている。 ※グリーンパレス区民相談室以外でも相談に対応している。 ○グリーンパレス区民相談室 【行政相談実績】 令和6年度4件 【人権相談実績】 令和6年度2件	A	現状：相談内容に応じて必要な助言や関係機関（行政評価事務所、東京法務局）との連携を行っている。	継続	引き続き、関係機関と連携して行政相談、人権相談を実施していく。	総務課 人権・男女共同参画推進センター
75		生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や再建を図る。	相談者一人ひとり個別に相談を受け、貸付を実施。また、相談者の生活状況に応じた部署への案内も行った。 貸付実績（件数）：R6（30）	A	左記「令和6年度に実施した取組内容」とおり、個々の状況に応じた対応を行うことで、相談者の生活の維持や再建を図ることができた。	継続	引き続き相談者個々の状況に応じた案内を行いながら貸付を実施し、生活の維持や再建を図る。	地域振興課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
76		母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行う。	未熟児の新生児に必要な医療の給付を行う。 ・養育医療給付人数：H29（132）、H30（133）、H31（116）、R2（103）、R3（117）、R4（122）、R5（106）、R6（125） 身体障害のある18歳未満の児童に対し生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。 ・育成医療利用件数：H29（155）、H30（154）、H31（219）、R2（190）、R3（148）、R4（90）、R5（80）、R6（67）	A	申請（審査あり）に基づき、必要な医療給付を行っている。	継続	引き続き、必要な医療の機会を提供していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
77		大人のなんでも相談	夫婦・親子の問題の解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介する。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行う。	夫婦・親子の問題などの問題解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介した。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行った。 R6相談実績：大人のなんでも相談（2,560）、法律相談（321） ※法律相談のうち6件はオンライン法律相談	A	現状：「大人のあらゆる相談」の相談窓口として、「大人」に関する全ての相談を受け付け、内容に応じて関係機関を紹介するなどの確に対処し、解決に向けた支援を行う。相談の中で、法的な助言や情報提供が必要な問題については、弁護士による法律相談につなげた。 課題：離婚に関する相談については、利益が相反する者の両名から相談の希望があった場合に、同じ弁護士が担当しないなどの調整が必要であること。	継続	今後も、様々な相談に的確に対応できる専門員を配置し、相談内容に応じて適切な関係機関を紹介していく。	人権・男女共同参画推進センター
78		次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しする。保護者の経済状況に左右されことなく将来に向けて生活の安定を図る。	不登校やひきこもりの状態にある児童生徒や高校進学を控えた生徒とその保護者を対象に、支援チームによる日常生活支援、学習支援を行い、不登校・ひきこもりの改善、進学への動機づけ、学力向上を図り、将来の自立へつなげた。	A	本取組は学習上の課題を抱える子どもを対象としているが、生活支援各課では中高生全体を対象とする支援プログラムを実施している。 中学生を対象とする「高校進学プログラム」では、学習環境整備支援費（塾代）や進路アドバイスなど、個々の状況に合った支援を行い、中学3年生138名のうち116名が高等学校へ進学した。 「高校生に対する進路支援プログラム」では、塾代や大学等の受験料の支給などを行う自立促進事業の利用推進や「大学・専門学校への進学支援ガイダンス」への参加周知など課全体で積極的に支援を行ったが大学等への進学率は37.4%となった。	継続	学習上の課題を抱える子どもについては、早期に支援チームにつなぎ、個々の状況に応じた学習支援等を実施していく。 中高生全体に対する取り組みとしては、「大学・専門学校への進学支援ガイダンス」の更なる充実や「中高生向け応援ガイド（電子ブック）」の活用により早い段階での進学に対する意識付けを行う。加えて、学習環境整備支援費（塾代）や給付型奨学金等の経済的負担を軽減する制度の活用により進学を希望する子どもの進学が可能となる環境づくりをケースワーカーを中心に支援していく。	生活支援第一課 生活支援第二課 生活支援第三課
79		若者きずな塾	社会に一步を踏み出せない35歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援する。	月4回（初めの方限定の会を含む）開催し、コミュニケーションスキルの向上、就職に必要なスキルや心構えの習得を目的とし、講義やグループワークなどを実施。 参加実績（延べ）：R6（287人） 新規登録者：R6（29人）	A	・アンケートの結果より、多くの参加者から「コミュニケーションの自信がついた」や「悩みを解消するきっかけになった」などの声が上がっており、就職決定した参加者もいたため、多くの参加者の就職活動に寄与できたと考える。 ・毎回参加者に記入してもらったアンケートの集計結果より、参加者が求めているテーマ等を把握し、状況に合わせて開催することができた。	継続	・アンケートの集計結果や社会情勢を鑑みてテーマや講義内容を検討しながら引き続き実施する。 ・新規利用者毎年30名を目指す。	地域振興課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
80		地域支援ネットワーク	熟年相談室（地域包括支援センター）、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所、区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることにより、男女問わず高齢者が住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう支援する。	・情報共有・連携強化を目的とした会議を年一回実施した。 ・なごみの家により地域課題を抽出し、解決を図るための地域支援会議を開催。 ・協力団体等からの通報に対応し、必要に応じて安否確認を行った。 緊急安否確認：令和6年度79件	A	現状：実施した取組内容に記載したとおり、各会議を実施したことで関係機関と連携し活動できた。緊急安否確認の対応は熟年相談室へ委託し、協力団体等からの通報に対応している。 課題：介護サービスの利用がなく、地域との関わりが薄い高齢者に関する情報が入ってきにくい。	拡充	・関係機関との連携強化や、協力団体を増やしていくことなどにより、ネットワークを一層充実・強化していく。	福祉推進課
81		地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家、消防署などに提供し、平常時からの見守りに活用する。	・希望する町会・自治会及び該当地域の各なごみの家へ名簿の提供を行った。 ・現在登録されている方に対して、名簿登録同意の継続確認を行った。	A	居住地域の町会が名簿を希望しておらず、なごみの家が近くにない場合に日常的な見守りができていない現状がある。	縮小・見直し	令和6年度まではこれまでと同様に実施。 令和7年度以降は避難行動要支援者名簿と統合し再構築。	福祉推進課
82		家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	自らごみ又は資源を集積所に出ることが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行った。 【件数】 令和7年度：1,499、令和6年度：1,417、令和5年：1,354、令和4年：1,326、令和3年：1,262、令和2年：1,087、令和元年：1,101、平成30年：1,015、平成29年：1,031	A	ごみの収集は区民生活の安定確保に不可欠な行政サービスであり、熟年者や障害者に対しても欠けることなく実施する必要がある。また、在宅生活の支援という視点においても有用である。	継続	自らごみ又は資源を集積所に出ることが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行う。	清掃課
83		住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者等が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住まいを改造する場合、その費用を助成する。	申請者に必要な改修を本人や家族、ケアマネジャー等や施工業者とともに検討し、安全な居宅生活が送れるように支援を行っている。 助成決定実績（介護）：159件 助成決定実績（障害）：4件→今後の方向性：廃止	B	地域包括支援センターやケアマネジャー等に住まいの改造助成制度の案内を充実させることにより、より広く周知を図り、あわせて正しい理解と有効利用を促していく。	継続	制度の正しい理解のために、事業者等向けに制度説明する機会を設けるなど、引き続き制度の普及に努める。また、要件に該当しない方には、他の制度でできることがないか調べる等、引き続き丁寧に対応していく。（介護）	介護保険課 障害者福祉課
84		社会的養護自立支援（退所後支援）	里親委託又は施設入所中の児童の措置解除前に、施設等から自立した後の生活を考慮した支援をする。	これまでの支援コーディネーターによる支援から社会的養護自立支援拠点事業所による相談支援を開始。専門知識、ノウハウをもった事業者による児童との面談や自立支援継続計画の作成、居場所事業、居住費支援など自立のための支援を行った。 R5：23名 R6：95名	B	現状：対象児童と面談や自立支援計画の作成等を行い、事業者同士が連携することで退所後の不安を抱える児童の支援体制を構築することができた。 課題：施設や退所後支援員、対象児童等との情報共有や制度の周知が不足していた。また居場所事業の開催場所が偏っていた。そのため、支援継続計画作成数や、居場所事業参加者が少なかった。	継続	事業者とともに、児童個々の退所後支援の情報提供を行っていくとともに、施設等が作成した自立支援継続計画を活用していき、より多くの児童の支援につなげられるようにしていく。また、居場所事業の参加者拡充のため、オンラインでの実施や、児童の参加しやすい都心部や施設が多い都西部地区で開催していく。	児童相談所 援助課

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

課題（２）生涯を通じた健康支援

方向性① 妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
8	再掲	ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	平日コースは利用者の動向に合わせてなぎさ健康サポートセンター以外の7所で開催し、実施回数を年間56回から36回に変更。また、午前の枠を設け平日全ての曜日で実施した。一方、休日コースは実施回数を60回から72回に拡大した。	A	休日コースにおいて、満員でお断りするという状況が減った。	継続	引き続き実施し、より参加しやすい内容を検討していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
51	再掲	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	「性教育の授業」講師派遣事業（東京都教育委員会） 松江第四中学校、清新第二中学校、南葛西第二中学校	B	各学校において発達段階に応じた性に関する指導を行う中で、正しい異性感について学ぶ機会を作っている。また、産婦人科医や助産師を招へいた「性に関するモデル授業」を中学校で実施する中で、男女を含め自他を大切にすることを養うことができ、外部講師による授業の有効性を感じることができた。	継続	「性教育の授業」講師派遣事業について、令和7年度は2校の中学校で実施予定（小松川中学校、二之江中学校）	教育指導課
85		リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発を行う。	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 ・R4：講座参加者数計105名（5回実施）、SNS閲覧数計230回 ・R5：講座参加者数計182名（4回実施）、SNS閲覧数計2,035回 ・R6：講座参加者数計124名（2回実施）、SNS閲覧数計3,025回	A	現状：対象者を限定せずに啓発講座を実施している。若年層への訴求が特に重要な分野であるところ、講座受講後アンケートによると、30代以下の参加が全体の25%程度であり10代の参加があった講座もあった。 課題：若年層への訴求を更に高めていく必要がある。	継続	啓発講座については、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 若年層への効果的な訴求方法を検討しながら、今後も多様な媒体での啓発を実施するとともに、令和8年度までに講座参加者数及びSNS閲覧数を令和4年度比で15%増加させる。	人権・男女共同参画推進センター
86		女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、X（旧ツイッター）に掲載する。	3月の女性の健康週間に合わせ、区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトを更新し、FMエどがわなどの媒体を活用して案内した。 健康サポートセンターでも、女性の健康づくりに関するパネルやリーフレットなどを設置し普及啓発に努めた。	A	区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトへのアクセス件数が少ない。効果的な啓発方法を検討する必要がある。	継続	区ホームページなどの媒体の活用他、自身の健康について考えてもらうきっかけを増やす。	健康推進課 地域保健課
87		健康相談	女性特有の疾病や骨粗しょう症等について、個別相談を実施する。	随時、電話や来所面接等でリーフレットを用い相談を実施。 骨粗しょう症については、医療検査センターの骨密度測定結果のお知らせに、健康サポートセンターの保健師・栄養士・作業療法士・理学療法士等専門スタッフに相談できることを記載している。	A	左記以外にも、3月の女性の健康週間に合わせて、リーフレット、ポスターを展示し普及啓発をしている。	継続	引き続き実施。 情報提供しつつ、相談しやすい環境作りに努めていきたい。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
88		性感染症相談及びHIV検査の実施	電話や面談による性感染症相談、HIV検査を実施する。	性感染症に関する随時相談、HIVと梅毒検査相談を月2回、予約制、匿名、無料で実施した。	A	都内では、AIDS患者がR5年から増加傾向であり、梅毒患者も増加傾向が続いている。HIV検査309件、梅毒検査304件実施となっており、R5年度と比較し微増となっている。	継続	今後も現在の最大の定員数で検査を継続していく。また、FMえどがわ、広報等で周知も継続していく。	保健予防課
89		青少年層へのHIV対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行う。	・事前に健康講座の希望有無の調査を行い、希望のある区内中学校8校（1,104名）に対し、東京都の事業なども活用しながらHIV/AIDS・性感染症健康講座を実施した。 ・世界エイズデーに合わせ、区内中学校へポスターとパンフレット、区内高校へポスターを配布した。	A	区内中学校に対し健康講座の希望有無の調査を行い、希望のある区内中学校に対し実施予定。	継続	・昨年度実施した健康講座の結果を踏まえ実施する。 ・世界エイズデーに合わせポスター等を区内中学校、高校へ配布予定。	保健予防課
90		産後ケア	助産師のいる施設での宿泊や通所、助産師による家庭訪問を実施し、授乳や育児等の相談支援を行うことで、産後うつ予防、児童虐待の未然防止を図る。	宿泊型（最大5日）、デイサービス型（最大2回）、訪問型（最大3回）の利用助成を行った。多胎児は無料、非課税世帯と生活保護世帯には自己負担を求めない減免を行った。また、宿泊型を2施設追加し、デイサービス型（旧通所型）を1施設増加した。 （令和6年度 宿泊型：538件 デイサービス型：300件 訪問型：433件）	A	アンケートより、宿泊型とデイサービス型のニーズは、どちらも休息目的が最多であり、9割以上が「身体の疲れを取ることができた」と回答。訪問型では申し込みの次の日に訪問するなど、可能な限り迅速な対応を行っている。	継続	産後ケアの利用者増（需要増）に対応できる施設数の確保	健康サービス課 （健康サポートセンター）
91		妊婦歯科健診	妊娠中の口腔疾患の予防のため、歯科健診・歯科保健指導を実施する。個別医療機関で受診することで、家族ぐるみのかかりつけ歯科医推進を図る。	令和元年度より、受診方法を個別医療機関での受診に変更し、受診しやすい環境を整備した。 受診者数(受診率)： 令和6年度1,544人（33.2%）	A	妊娠中の歯科健診受診の重要性について、妊婦全数面接事業での案内、区ホームページへの掲載、『びよナビえどがわ』の発信、休日ハローベビー教室参加者への受診勧奨を実施している。引き続き、受診者増の対策を行っている。	継続	令和5年度より、妊娠中に受診できなかった場合に限り、子が1歳になるまでの間で受診可能とした。また「年に一度は歯科健診」を推進し、家族ぐるみでの受診につなげること、妊婦歯科健診案内リーフレットをクーポン券に変更し、受診勧奨を強化していく。	健康サービス課 （健康サポートセンター）
92		妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援する。	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票14枚、妊婦超音波検査受診票4枚、子宮頸がん検診受診票1枚を交付し、費用の助成を行った。	A	妊婦全数面接（びよママ相談）時に妊婦健康診査の必要性の説明をしている。	継続	安心して出産ができる環境を整えるべく引き続き取り組んでいく。	健康サービス課 （健康サポートセンター）
93		妊婦全数面接事業（びよママ相談）	妊娠届出時または妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行い、状況把握や必要な情報提供を行うことで妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の軽減を図り、必要に応じて継続支援につなげる。	保健師等が面接を行うことにより、状況に応じた情報提供を行い、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みを軽減するように支援を行った。 R4年度の3月より、国の出産・子育て応援給付金制度を事業開始した。 面接実績（件）：R3（5,307）、R4（5,119）、R5（5,050）、R6（5,046）	A	・都の育児ギフトと、国の出産・子育て応援交付金事業を活用しながら、基本的に対面での面談を行い、状況把握や情報提供をし、これから始まる育児の相談先としての位置付けの第一歩とした。子育て応援給付金事業を周知することで、これまで以上に新生児訪問を利用していたり、出産後の支援にもつながりやすくなっている。	継続	引き続き全数面接を実施する。	健康サービス課 （健康サポートセンター）

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
94		妊産婦訪問指導	妊婦及び産後保健指導を必要と認められた者に対し、保健師の家庭訪問による日常の生活指導や異常の早期発見・防止についての指導、健康相談を行う。	妊婦全数面接や医療機関との連携により要支援者を把握し、保健師による訪問指導を行い、身体的・精神的な健康相談を行った。 ・訪問実績：R3（915）、R4（829）、R5（885）、R6（946）	A	妊婦全数面接や医療機関等の連携により把握した要支援家庭については、本人からの申請がなくても保健師からアプローチし、乳児健診前の育児負担が高まる時期にタイムリーに状況把握し、健康相談や育児支援ができています。	継続	引き続き訪問指導を実施する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
95		助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関する相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援する。	授乳育児を伴う、主に乳児を持つ母親に対し、助産師の個別相談により、育児不安の軽減や母子の孤立化予防を行い、安心して子育てができるように支援した。 ・利用者数実績：R3（235）、R4（291）、R5(307)、R6（372）	A	参加人数や運営状況によって、現時点では個別相談の場としてのみ活用され、交流の場とはしていない所もある。	継続	今後は、2か月児の会（事業No.100）利用者の参加状況も参考にしながらニーズを把握し、各所の状況に合わせた方法で開催していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
97		乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	・健診予診票や子育てアンケートを用い、母親やパートナーの育児状況や育児支援体制など確認し、養育支援を必要とする家庭のセレクトを行い相談に応じている。 ・各健診にて、月齢・年齢に合った発育・発達状況、健康課題について確認し、必要時、発達相談事業や療育施設、医療機関等につながるよう支援する。	A	各健診でカンファレンスを行い、健診時の相談で解決できない課題があれば、所内事業や地区担当保健師によるフォローを行い、継続支援を実施している。健診未受診で現状把握できない家庭は未来所フォローを行い、全数の状況把握を努めている。	継続	引き続き乳幼児健診・健康相談を実施する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
98		新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が訪問指導をする。	保健師又は助産師が訪問し、児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等、育児上必要な事項について助言を行った。（令和6年度：4,384人） また訪問を行っている保健師、助産師向けの研修を2回実施した。	A	妊娠から乳幼児期まで切れ目のない支援を行うために、新生児訪問にも力を入れて実施している。出産・子育て応援給付金事業の経済的支援の支給要件であることから、訪問件数の増加と、訪問希望時期（申請時期）が早くなっている。	継続	訪問件数が増加しても引き続き丁寧な訪問を心がけている。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
99		多胎児の会	双子・三つ子などの多胎児親子および多胎妊婦が交流する場を提供し、情報交換したり、専門職への相談を通じて、安心して子育てできるように支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消の吐き出しの場となっており、その中で、育児の不安や負担軽減のための解決策の共有を行なった。 ・利用者数(組) 実績：R3（103）、R4（119）、R5（83）、R6（100）	A	参加者の抱える課題の共有や育児等に関する気持ちの吐き出しの場にもなっている。専門職が入る場面を提供し、相談支援が受けられ、父親も参加している。今後、さらに充実した支援を展開していくためには、健康部だけでなく他部で実施している子育てひろば（事業No.31）との連携の継続が必要である。	継続	他部で実施している子育てひろば（事業No.31）と連携し、参加者がより参加しやすい場の提供を継続する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
100		2か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、子育てに関する情報や相談が受けられる環境、仲間づくりの場を提供することで子育てを支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有、日ごろのストレス解消の吐き出しの場として実施しており、参加者同士の交流を深め仲間づくりの機会とし、その中で育児の負担や負担軽減のための解決策の共有を行なった。 ・利用者数実績：R3（1,315）、R4（1,439）、R5（1,503）、R6（1,531）	A	参加者の抱える課題や解決策の共有、育児に関する気持ちの吐き出しの場となっている。また仲間づくりの場にもなっており、利用状況からも、この時期にこのような場を提供することは有効と考える。	継続	今後もこの会を継続実施していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
R4-1		パパとパートナーのための育児ゼミ	妊婦のパートナー及び0歳から2歳までの子を持つ父親が育児のスキルを学び、子育てに関する悩みの共有や情報交換ができる場を提供することにより、父親の子育てに関する不安や悩みを軽減し、父親のうつ予防及び児童虐待を未然に防ぐ。	<p>児の年齢別に3つのクラスを設定、各クラスのニーズに合わせた2つのテーマを用意し、それぞれ前期と後期の2回開催した（単発受講可）。開催日は土日に設定し、オンラインで実施。当日はミニ講義を受講する他に、グループトークを積極的に行い父親どおしの交流の場ともなっている。親子参加も可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳クラス 参加者数 40人 ・1歳クラス 参加者数 51人 ・2歳クラス 参加者数 29人 	A	参加者アンケートより、内容の評価は高いが、0～2歳の父親という本事業の対象者と直接の接点が少なく、周知方法が課題。	継続	対象家庭への周知の継続。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

方向性② ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
101		各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行う。	各種事業、健康講座、グループ活動など個人や地域に対し講演や相談事業等を行った。 講演会・講習会等実績 R5年度（1,470回 37,090人） R6年度（1,306回 40,704人）	B	昨年と比べ、講演会・講習会等の開催数はやや減少はしているものの、参加者数は増加している。今後も、ホームページやWEBでの広報活動に力を入れ、情報発信していきたい。	継続	ライフステージごとの課題に応じた各種事業や健康講座等を実施し、健康づくりの普及啓発に取り組む。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
102		栄養相談・指導	生活習慣病予防のため、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行う。併せて、女性が食事をつくり、男性は食べるというだけでなく、誰もが自身の健康に資する食事を簡単便利に準備できるよう食環境整備事業として「Edogawaまいにちごはん」事業を実施していく。	・栄養相談日を乳幼児栄養相談日（2回/月）、栄養相談日（1回/月）に分けて実施した。 ・離乳食講習会を実施した。各会場とも参加者がゆとりを持って受講できるスペースを確保できる人数を定員にして開催した。【実施回数127回/年参加人数1,455人/年】 乳幼児期（出生～3歳）までの発育と生活習慣に関するデータ分析を生かした事業計画 ・Edogawaまいにちごはん実施状況 ①減塩を心がけよう（9月） ②バランスの良い食事をしましょう。（主食・主菜・副菜をそろえよう）（11月） ③毎日朝ごはんを食べましょう。（3～4月） ①～③について、協力事業者（スーパー、調剤薬局、食品事業者）が試食販売や情報提供、イベント等を実施。事業趣旨を理解して取り組んでもらうため、店舗への事業説明会を行った。 ・健康弁当 イトーヨーカ堂と相模女子大学との産学官連携で実施する、健康弁当販売及び食育プログラムを実施した。	B	・栄養相談実施件数【相談件数】成人 784/年、乳幼児 4,163/年 ・離乳食講習会実施件数【実施回数127回/年参加人数1,455人/年】 ・乳幼児期（出生～3歳）までの発育と生活習慣に関するデータ分析を生かした事業計画 ・Edogawaまいにちごはん事業 協力事業者数【129】 課題：協力事業者の拡大。 ・健康弁当3者打合せ件数【12回】（オンライン8回、対面4回） 販売数は産学官で定めた目標を達成した。弁当503食、従業員（食育スタッフとして研修23人、食育イベント99人参加。健康弁当の販売及び食育プログラムを計画通りに実施できた。 ・アンケートでは健康弁当を体験した8割が健康的な食事を実践できそうと回答していた。 ・区民の行動変容につながる食環境整備の具体的な取組みの検討。	継続	・各健康サポートセンターで栄養相談日での相談及び電話相談を行う。食習慣改善普及月間や世界糖尿病デーに合わせた栄養相談日の強化月間を設ける。 ・離乳食講習会もR6年度同様に実施する。 ・乳幼児のデータ分析の結果を相談・指導等事業に活かす。 ・Edogawaまいにちごはん事業 ①バランスの良い食事をしましょう。（主食・主菜・副菜をそろえよう。）（11月） ② 減塩を心がけよう。（9月） ③ 毎日、朝ごはんを食べよう。（3～4月） ・健康弁当を活用したイトーヨーカ堂と相模女子大学との産学官連携による行動変容につながる食環境整備の具体的な検討	健康サービス課 (健康サポートセンター)
103		がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から、り患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施する。	9月のがん予防推進月間に合わせ、がん予防の普及啓発としてA5サイズブックカバー（おくすり手帳と同サイズ）を作成し区内処方箋薬局等に配布。及び8月に子宮頸がん検診（20歳）・乳がん検診（40歳）の個別受診勧奨、10月には31・36・46・51・56・61歳を対象に子宮頸がん検診・乳がん検診の個別受診勧奨を追加で実施した。そのほか胃がん検診・大腸がん検診についても、9月に40・45・50・55・60歳を対象に個別勧奨を実施した。さらに年間を通して胃がん検診予約者に大腸がん検診のキットを事前に送付した。 また、協会けんぽの検診案内発送物に区作成「子宮頸がん検診勧奨チラシ」を同封させてもらう協力体制を構築し、3月に協会けんぽ加入者約17,000人（9割が女性）に送付した。	A	通知発送後の乳がん・子宮頸がんの受診者が増加した。また、胃がん検診予約者に大腸がん検診のキットを事前に送付することで胃がん検診と大腸がん検診を同時受診する者が増加した。 個別勧奨をすることで、一定の効果があがる事から、今後の勧奨方法についても工夫が必要である。 そのほか周知方法もSNS・FMなどがわ・広報誌と実施しているが、新たに協会けんぽとの共同を構築したように、別の切り口での選択肢も検討していく。	拡充	区で実施しているがん検診の認知度を上げること、受診者を増やすための個別勧奨に力を入れていく必要がある。個別勧奨の通知方法を郵便物のみではなく、電子媒体（SMS）での通知を導入するなど検討していく。	健康推進課

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
104		がん予防出前教室	新学習指導要領により令和3年度から中学校でがん教育が全面実施となったことを受け、出前教室は各校3年に1回、希望に応じて実施する。また、毎年江戸川区のがんに関する統計データを提供し、がん教育を推進する。	令和6年度の実施対象校のうち希望校（小学校17校、中学校10校）に健康サポートセンター保健師の講師派遣により実施した。 また、江戸川区の健康に関するデータとがん予防に関する資料を全小・中学校に提供した。	A	がん予防出前教室の受講後にアンケートを実施し講義内容について約96～98%前後の児童・生徒ががんについて分かったと回答し、がんに関する基礎知識やがんを予防する生活習慣についての理解度が深まっていた。 今後も、がんの病気の理解度の向上、発生に関与する生活習慣の見直しの必要性を伝えるとともに、保護者へのがん予防の普及啓発が課題。	縮小・見直し	令和7年度以降は教室の実施を廃止し、統計データ等の資料を提供し、学校のがん教育を支援する。	地域保健課
105		健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学童期の健康づくりを推奨する。	各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰した。 ・表彰者実績（小学校・中学校）：R2（176人・139人）、R3（170人・143人）、R4（176人・145人）R5（164人・140人）・R6（173人・145人）	A	現状：実施した取組内容に記載したとおり、日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰することにより、健康についての意識の高揚が図られている。 課題：学校の先生より、推薦基準が曖昧で推薦が難しいという意見がある。	継続	引き続き、各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰し、健康についての意識の高揚を図っていく。また、推薦基準の見直しをし、よりよい表彰を目指していく。	学務課
106		リズム運動	高齢者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを高齢者向けにアレンジしたリズム運動を実施する。	リズム運動は男女ペアで踊るようなプログラムが多数用意されているが、女性が男性のステップを選ぶことができるなど、気軽に参加できる体制で実施している。	A	新規参加者が減少している。 参加者の高齢化が進んでいる。	継続	初心者教室等各種教室の募集方法やPR方法の検討、夜間教室の開催、また、イベントへの出演などによる広報活動を強化し、リズム運動の普及促進に努める。	福祉推進課

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

方向性③ 感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
85	再掲	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 ・R4：講座参加者数計105名（5回実施）、SNS閲覧数計230回 ・R5：講座参加者数計182名（4回実施）、SNS閲覧数計2,035回 ・R6：講座参加者数計124名（2回実施）、SNS閲覧数計3,025回 	A	<p>現状：対象を定めずに啓発講座を実施している。若年層への訴求が特に重要な分野であるところ、講座受講後アンケートによると、30代以下の参加が全体の25%程度であり10代の参加があった講座もあった。</p> <p>課題：若年層への訴求を更に高めていく必要がある。</p>	継続	<p>啓発講座については、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。</p> <p>若年層への効果的な訴求方法を模索しながら、今後も多様な媒体での啓発を実施するとともに、令和8年度までに講座参加者数及びSNS閲覧数を令和4年度比で15%増加させる。</p>	人権・男女共同参画推進センター
86	再掲	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、X（旧ツイッター）に掲載する。	<p>3月の女性の健康週間に合わせ、区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトを更新し、FMえどがわなどの媒体を活用して案内した。</p> <p>健康サポートセンターでも、女性の健康づくりに関するパネルやリーフレットなどを設置し普及啓発に努めた。</p>	A	<p>区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトへのアクセス件数が少ない。効果的な啓発方法を検討する必要がある。</p>	継続	<p>区ホームページなどの媒体の活用他、自身の健康について考えてもらうきっかけを増やす。</p>	健康推進課 地域保健課

課題（3）すべての暴力の根絶

方向性① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
108		配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力に関する電話相談や、DV証明書・保護命令に必要な証明書の発行。	配偶者からの暴力に対する専用電話による電話相談、DV証明書の発行や保護命令に必要な書面の提出、住民基本台帳の支援措置申出書の意見書記入等を行った。 支援実績(相談)：R6(97件) 支援実績(証明書等の発行)：R6(96件)	A	現状：区ホームページやDV相談カード、関係機関からの紹介によりつながった相談者に対して、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行等を行い、被害者の自立に向けて支援した。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正された。法改正に伴い、保護命令の発令要件の拡充などがされたことから、相談内容の充実が必要となる。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行なっていく。 ・法改正に伴い、相談内容をよりきめ細かく聞き取るなどし、被害者の自立に向けて支援していく。	人権・男女共同参画推進センター
109		DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	家族間、パートナー等からの暴力に関する相談を受け、解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。 相談実績：R6(896件)	A	現状：区ホームページやDV相談カード、関係機関からの紹介によりつながった相談者に対して、必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行い、迅速な被害者保護と自立に向けた支援を行った。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正された。法改正に伴い、相談の幅が広がる可能性を想定した相談体制の在り方を検討していく。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行なっていく。 ・配暴防止法改正後の国や都の動向をはじめとし、民法改正に伴う共同親権の在り方など関係法規にも注視しながら、多様な相談に対応していけるよう相談員のスキルアップを図りながら相談体制を整える。また関係機関相互の連携を促進し、被害者の自立に向けて総合的な支援をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
110		DV被害者支援ネットワーク連絡会	配偶者からの暴力を防止し、関係機関と連携してDV被害者に対する適切な支援及び保護をするため、必要な事項の協議と情報共有を行う。	令和6年12月10日に関係機関を招集し実施。江戸川区DV相談状況についての報告、東京都におけるDV相談についての説明、「困難な問題を抱える女性への支援に関する概要について」の説明、関係部署からの報告、各関係機関からの意見交換等を行った。	A	現状：暴力被害者に対して適切な支援及び保護のため、関係機関と現状や課題について共通認識を図ることができた。 課題：令和6年4月1日に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正が行われた。今後も継続して、各支援部所間の役割や連携の在り方を明確化し、現在の連絡会を被害者支援のためのより重要な共通認識の場としていくことが必要となる。	継続	連絡会の内容を十分検討して開催し、多様な支援部門間の役割や連携の在り方等を調整することでDV被害者に対する適切な支援及び保護に取り組んでいく。	人権・男女共同参画推進センター
111		DV相談窓口の周知	配偶者暴力についての啓発及び配偶者暴力相談支援センターの周知のため、女性用トイレ等に設置する。	・区内各施設及び医療機関等にDV相談カード等を配布し、トイレ等への配置を依頼している。 ・SNSにて、定期的に相談窓口の周知を行っている。	A	現状：紙媒体の配置に加え、毎月のSNS投稿等でも情報展開を行っている。	継続	引き続き紙媒体やSNS等で相談窓口の周知を行っている。	人権・男女共同参画推進センター

方向性② 暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
112		「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や女性に対する暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口の周知活動を行う。	○「女性に対する暴力をなくす運動」にちなみ、以下の事業を実施している。 ・運動期間に合わせた、グリーンパレスでの啓発展示及び都性犯罪・性暴力被害者ワストップ支援センターのリーフレットや人権啓発メモ帳等の啓発グッズの配布 ・運動期間に合わせた、タワーホール船堀展望塔のパープルライトアップ ・SNSでの運動の趣旨及び相談窓口の案内に係る投稿 ・DV・性暴力等防止講座の実施（参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用） 【実施実績】 ・R4：講座参加者数計130名（5回実施）、SNS閲覧数計452回 ・R5：講座参加者数計266名（5回実施）、SNS閲覧数計551回 ・R6：講座参加者数計173名（5回実施）、SNS閲覧数計524回	A	現状：複数の媒体にて啓発を展開している。 課題：国や都において紙媒体の啓発資料が削減されつつあるため、他媒体での広報も重要になっている。	継続	引き続き多様な媒体での啓発を実施するとともに、令和8年度までに講座参加者数及びSNS閲覧数を令和4年度比で10%増加させる。	人権・男女共同参画推進センター
113		区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行う。	・管理・監督者を対象とした講演会（講演と映画のつどい）を年1回実施した。 参加実績：116名 ・一般職員を対象とした人権同和問題啓発研修を実施した。 参加実績：652名	A	左記のとおり実施し、職員の暴力防止への意識を高めることができた。	継続	引き続き、研修を実施していく。	職員課
R3-3		デートDV予防動画	デートDV予防動画を公開し、デートDV防止の啓発を行う。	区が作成したデートDV予防動画「人と人とのよりよい関係について一緒に考えよう」を区ホームページ及び区公式YouTubeチャンネルにて公開しているほか、講演会等の開演前に上映した。	C	現状：令和6年度の動画再生数・動画掲載ページアクセス数の合計は863回であった。 ※令和6年4月1日付にて、組織改正に伴い動画掲載ページのURLが変更されたため、再生数に影響している可能性がある。	継続	動画視聴数・動画掲載ページアクセス数が年間累計2,000回以上となるよう、区公式SNSでの月に1回以上の投稿等にて周知を行うとともに、デートDV関係講座等での上映や区公式SNSへの短縮版動画の投稿等を行う。	人権・男女共同参画推進センター

方向性③ 被害者の早期発見・早期対応と自立支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
97	再掲	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	・健診予診票や子育てアンケートを用い、母親やパートナーの育児状況や育児支援体制など確認し、養育支援を必要とする家庭のセレクトを行い相談に応じている。 ・各健診にて、月齢・年齢に合った発育・発達状況、健康課題について確認し、必要時、発達相談事業や療育施設、医療機関等につながるよう支援する。	A	各健診でカンファレンスを行い、健診時の相談で解決できない課題があれば、所内事業や地区担当保健師によるフォローを行い、継続支援を実施している。 健診未受診で現状把握できない家庭は未来所フォローを行い、全数の状況把握を努めている。	継続	引き続き乳幼児健診・健康相談を実施する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
108	再掲	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力に関する電話相談や、DV証明書・保護命令に必要な証明書の発行。	配偶者からの暴力に対する専用電話による電話相談、DV証明書の発行や保護命令に必要な書面の提出、住民基本台帳の支援措置申出書の意見書記入等を行った。 支援実績(相談)：R6(97件)、支援実績(証明書等の発行)：R6(96件)	A	現状：区ホームページやDV相談カード、関係機関からの紹介よりつながった相談者に対して、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行等を行い、被害者の自立に向けて支援した。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正された。法改正に伴い、保護命令の発令要件の拡充などがされたことから、相談内容の充実が必要となる。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行っていく。 ・法改正に伴い、相談内容をよりきめ細かく聞き取るなどし、被害者の自立に向けて支援していく。	人権・男女共同参画推進センター
109	再掲	DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	家族間、パートナー等からの暴力に関する相談を受け、解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。 相談実績：R6(896件)	A	現状：区ホームページやDV相談カード、関係機関からの紹介よりつながった相談者に対して、必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行い、迅速な被害者保護と自立に向けた支援を行った。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正された。法改正に伴い、相談の幅が広がる可能性を想定した相談体制の在り方を検討していく。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行っていく。 ・配暴防止法改正後の国や都の動向をはじめとし、民法改正に伴う共同親権の在り方など関係法規にも注視しながら、多様な相談に対応していけるよう相談員のスキルアップを図りながら相談体制を整える。また関係機関相互の連携を促進し、被害者の自立に向けて総合的な支援をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
116		犯罪被害者や性暴力被害者支援窓口の周知	警察、被害者支援都民センター、性暴力救援センター・SARC東京などの関係機関と連携して犯罪被害者等の支援に当たるとともに、様々な媒体や機会を利用して支援や相談先の効果的な広報を行う。	・区ホームページへの各種相談窓口の掲載 ・区SNSでの各種相談窓口の周知 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間、「犯罪被害者週間」に合わせた展示・各相談機関リーフレット等の配布 ・警察署と連携した各相談機関リーフレット等の配布	A	現状：区ホームページや区SNSで各種相談窓口を周知するとともに、啓発展示の実施の際に各種相談窓口の資料等を配布している。	継続	引き続き周知を行っていく。	人権・男女共同参画推進センター

方向性④ 若年層に向けた啓発活動の強化

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
53	再掲	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。 講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	委託事業者による学校等でのデートDV防止講座を実施している。 【実施実績】 R6：講座参加者数計617名（区立中学校3校及び共育プラザ1館で実施）	A	現状：区内の小中高校等に案内し、希望する学校等へ講師を派遣しており、デートDV予防啓発に効果を発揮している。	継続	毎年4回以上の講座実施を目指し、周知を展開する。	人権・男女共同参画推進センター
117		若年層に向けた広報媒体の拡充	若年層と親和性の高いSNS、動画、キャラクター等の活用、参加型の啓発活動を展開する。	・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（11回） ・区ホームページ及び区公式YouTubeチャンネルにおけるデートDV予防啓発動画の公開 ・若年層を主な対象とするワークショップ、映画上映会の実施 【実施実績】 ・R4：ワークショップ参加者数計70名（2回実施）、動画再生数・動画掲載ページアクセス数計2,883回 ・R5：ワークショップ・映画上映会参加者数計：92名（2回実施）、動画再生数・動画掲載ページアクセス数計：2,855回 ・R6：ワークショップ参加者数14名（1回実施）、動画再生数・動画掲載ページアクセス数計：863回	C	現状：ワークショップ実施後のアンケートでは、今後も同様のワークショップを行うべきとの回答が多数を占めており、一定の効果があると認められる。 課題：若年層の参加が少ないため、若年層への訴求をより高めることが重要である。 ※デートDV予防啓発動画については、令和6年4月1日付にて、組織改正に伴い動画掲載ページのURLが変更されたため、再生数に影響している可能性がある。	継続	多様な媒体による展開について検討を継続するとともに、令和8年度までにワークショップ等参加者数及び動画視聴数・動画掲載ページアクセス数の年間累計数を令和4年度比で10%増加させる。	人権・男女共同参画推進センター

【全庁を対象とした取組】

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題（1）就業における男女共同参画の推進

方向性① 男性中心型労働慣行の改善

評価： 各部署での評価（5（徹底して実施できていた）、4（ほぼ実施できた）、3（概ね実施した）、2（あまり実施していなかった）、1（実施していなかった））の平均値を掲載

事業No	再掲	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	担当課
7		会議等における男女比の配慮	庁内外を問わず、政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう男女比に配慮する。	4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・（経営企画部）庁議における女性の参画比率を30%以上とするため、引き続き、参与として女性職員をメンバーに追加している。 ・（新庁舎・施設整備部）まちづくり意見交換会において、多くの女性に参加いただいた（参加者の4割）。 ・（総務部）各係に割り当てを行い、課長会に女性職員が必ず出席するようにした。課内の会議等も、男女比が偏らないようにしている。 ・（都市開発部）前年同様、男女の区分けをせず全体に声掛けを行い、希望があれば誰でも参画できるようにしている。 ・（生活振興部）会議等の出席者の選任においては、男女の区分けなく参画できるよう取り組んでいる。 ・（福祉部）課内打ち合わせ、会議については男女の区分けをせず声掛け、参画できるようにしている。 ・（区議会事務局）男女の区分けを行わず、職員の役職、能力や本人の希望に応じて、会議への出席や各行事への従事を促している。 	全庁

重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

課題(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実

方向性③ 人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進

評価： 各部署での評価（5（徹底して実施できていた）、4（ほぼ実施できた）、3（概ね実施した）、2（あまり実施していなかった）、1（実施していなかった））の平均値を掲載

事業No	再掲	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	担当課
50		発行物における表現の配慮	区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮をする。	4.8	<ul style="list-style-type: none"> （SDGs推進部）広報誌掲載やSNS発信を主管課からの依頼により実施した。掲載前に広報課として内容をチェックして掲載した。 （新庁舎・施設整備部）「公共施設再編・整備計画」において、男性と女性ともにイラストを採用した。また、計画内には「集約・複合化の施設整備の際には、オールジェンダートイレの設置検討」という記載をした。 （総務部）令和4年度に作成・公表した「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」に基づき、発行物に使用するイラストや配色を、ジェンダーバイアスにつながらないように配慮した。また、e-ラーニング「性の多様性」、「アンコンシャスバイアスに気づこう」を実施し、発行物の表現における注意点等を庁内に周知した。 （環境部）発行物に使用するイラストを、ジェンダーバイアスにつながらないように配慮した。（例：発行物に登場する男女比を同数にするなど） （子ども家庭部）ひとり親家庭のしおりでは、配色や使用するイラストをジェンダーバイアスにつながらないように配慮した。 	全庁
52		区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	4.7	<ul style="list-style-type: none"> （新庁舎・施設整備部）新庁舎基本設計方針において、バリアフリーや多様な性に配慮した。 （生活振興部）所管施設は全て出入口部分にスロープないしエレベーター入口があり、各施設1か所以上だれでもトイレを設置し、バリアフリー化を行っている。また、男女問わずトイレにサンタリーボックスを設置し、疾患のある方も安心して利用できる環境にしている。 （福祉部）福祉推進課の窓口は本庁舎2階にあり、特に車椅子利用の方などは階段昇降に苦慮することから、職員から出向き、近くの窓口を借りるなどして対応する。タブレットを利用した通訳や手話などできるかぎり心と身体のリハビリを意識している。 介護保険課の受付窓口に筆談用の電子メモパッドを設置し、受付・相談時のバリアフリーを促進している。 区立通所施設「虹の家」および「みんなの家」において来客用を兼ねる職員用トイレ等の様式化工事を行い、さまざまな来所者に利用しやすいトイレとした。 （健康部）窓口にも車いすが通行できる幅を確保し、バリアフリーの視点に立ったレイアウトの工夫をしている。また、サンタリーボックスを男女のトイレに設置しており、疾患のある方も安心して利用できる環境にしている。 （教育委員会事務局）学校改築時にスロープ等の段差解消、バリアフリートイレ等を整備するほか、既存校においても引き続き整備を進めている。 （区議会事務局）議場傍聴席に段差緩和用手すりを設置した。また、本会議傍聴席用に階段昇降車を導入した。 	全庁
					<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化はどこまで進んでいるのか。 （区説明）区の主要な施設（区役所・事務所、文化・コミュニティ会館、スポーツ施設、図書館等）93施設のスロープ、エレベーター等及び車イス対応トイレの設置状況は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・段差なし、スロープ：93施設のうち93施設（設置率100%） ・エレベーター等：83施設のうち71施設（設置率86%） <ul style="list-style-type: none"> ※10施設は1階に施設あり ・車イス対応トイレ：93施設のうち81施設（設置率87%） オールジェンダートイレの設置や検討の現状を教えてください。 （区説明）オールジェンダートイレは、現時点では設置されていませんが、今後の施設整備に際して、施設の規模（面積）や利用者ニーズ等を踏まえて適切に判断してまいります。 	全庁

課題（２）地域活動への男女共同参画による活性化

方向性① 地域活動における男女共同参画の推進

評価： 各部署での評価（５（徹底して実施できていた）、４（ほぼ実施できた）、３（概ね実施した）、
２（あまり実施していなかった）、１（実施していなかった））の平均値を掲載

事業No	再掲	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	担当課
58		審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。	3.9	<ul style="list-style-type: none"> （経営企画部）所管する会議体で区民委員の追加をした際、男女比に配慮した構成となるよう女性を選出した。 （危機管理部）江戸川区防災会議においては防災における女性の意見を反映させるため、令和4年度に条例改正を行い、委員の総数増を行った。令和5年度では6号委員として女性委員が14名増え、87名中21名が女性委員となった。 （都市開発部）委員委嘱を行う際に、可能なら女性の委員を推薦して頂きたい旨を伝えた。 （環境部）委員に女性が少ないため、委員の推薦依頼を行う際に、要綱に充て職を規定する団体以外については女性の登用が可能か確認するように努めた。 （健康部）委員の推薦依頼を行う際に、多様な参画を推進するため、性別に偏りが無いよう配慮をお願いする旨を依頼文に記載した。 <p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員については、任期が2年や3年である会議体もあり、任期中の委員を変えられないという現実がある。任期満了時の委員交代のときに女性の推薦等がなければ、男性が推薦され就任することになるので、区において、委員の任期が終わる前に、期間の余裕をもって、会議体の担当部局や推薦母体の業界団体等に、次は女性委員をお願いしたいと伝え、現任委員の任期終了までに適切な女性候補を探してもらおうというような、時間のかかる手続を経なければ、この数値は伸びていかないと思う。現在、欧州の会議体のトップで女性の方がかなりいるが、昔から女性が多いということではなく、組織の意思に基づき、その積み重ねで女性比率が高まっている。江戸川区は、取組を始めたばかりなので、途上時期だと見ている。 区の附属機関の女性登用状況の推移において、令和4年度から5年度に、23%から28%に上がったということは非常に大きい。 江戸川区の女性委員比率の向上が鈍化しているというのは少し残念に思う。 日本と雇用制度が異なるため単純比較はできないが、国連では、空席を補充するために職員を採用するときには、できるだけ女性から採用している。女性を採用できなかったときには、各課長が、空席が何人で、女性を採用しようとしたがこういう理由で採用できなかったという報告書を書き、年に一度、人事部に提出することになっている。そのため、自身の友人の男性を採用させたいと思っていたとしても、その直属の上司になる方が説明責任を負うので、そういったわがままはできなくなっている。その状況で、10年、20年かけて、少しずつ女性比率が高まっていく。今の国連の管理職は30%、総合職で40～50%である。 最終的な目標に向けてどうするのかと考えていかないと目標を達成できないのではないかとと思う。 会長の指摘のとおり、時間がかかる取組なので、目標に向けた準備をしていかなければ、場当たり的に増えていかもしれないが、実のある取組はできないのではないかとと思う。 女性委員比率を30%から40%にすることは非常に難しいと思う。 区全体でしっかりと考えて、ブレインストーミングして臨んでいただきたい。 目標を実現するには、今までやらなかったことをもう一つやるということだと思うので、そういった取組で変わっていくのかとも思う。 女性委員を増やしていくという際に、かなり早い時期から委員の声掛けをしていく必要がある。 委員改選等の直前になって、「女性委員は見つからなかった、男性委員は見つかったので、今回は男性委員にします」ということになりかねない。 任期満了の3ヶ月から半年程度前にリマインダーを設定し、「任期が終了するが、次は女性を推薦していただけますか」、「女性の候補者を探していただけますか」という呼び掛けをすることによって、女性の参画が高まっていくのではないかと思った。 	全庁

重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

課題(2) 生涯を通じた健康支援

方向性③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築

評価： 各部署での評価（5（徹底して実施できていた）、4（ほぼ実施できた）、3（概ね実施した）、2（あまり実施していなかった）、1（実施していなかった））の平均値を掲載

事業No	再掲	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	担当課
107		ICTを活用した啓発・相談等の実施	オンライン講座やオンライン相談など、ICTを活用した啓発・相談等を実施する。	4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・（新庁舎・施設整備部）公募型区民ワークショップ等においてオンライン会議を実施した。 ・（総務部）オンライン開催が困難な講座等を除き、全ての啓発講座・講演会等についてオンライン同時配信を行っている。審査請求手続について、電子申請化を行っている。 ・（福祉部）デジタルバйдの解消のため、くすのきカルチャーセンターや、くすのきクラブ等で高齢者団体に対して出前スマホ教室を実施した。医療及び介護関係者向けに実施している研修について、令和2年度よりWeb方式を導入しており令和5年度についても継続して実施している。手当に関することについて、オンライン相談ができるよう整備し、ホームページで周知している。 生活保護・生活困窮及びひきこもり支援においてオンラインで相談を受け付けている。 ・（子ども家庭部）保護者連絡システムを活用した情報提供を実施した。ひとり親家庭のためのパソコン講座（全3回）・セミナー（全3回）の動画配信及びオンラインによる法律相談を実施した。令和5年2月より実施したSNSを活用した相談に加え、令和5年9月よりオンライン相談を実施した。 また、保護者や関係機関との面談、会議等をリモートで実施した。 ・（教育委員会事務局）就学手続きに関する相談について、オンライン相談ができるよう整備し、ホームページで周知した。 	全庁
107		ICTを活用した啓発・相談等の実施	オンライン講座やオンライン相談など、ICTを活用した啓発・相談等を実施する。		<p>【推進会議委員の意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各取組の評価の全庁平均値を鑑みると、ICTを活用した啓発・相談等の実施に特に取り組むべきと考える。 	